

第3部 各論（個別貸付金の監査）

第1章 総務部の貸付金

第1 沖縄県土地開発基金貸付金

第1 沖縄県土地開発基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県土地開発基金貸付金					
担当部署名（部及び課）	総務部財政課					
貸付開始年度	昭和48年度					
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沖縄県土地開発基金条例 沖縄県土地開発基金管理規則 沖縄県土地開発基金造成費補助金交付要綱					
マニュアル，手引き等	無					
貸付金の目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費として、沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社に貸し付ける。					
貸付対象	沖縄県土地開発公社 沖縄県町村土地開発公社					
財源（県，国，その他のいずれか）	県及び国					
貸付の方法 （県が直接貸すのか，金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が土地開発公社、町村土地開発公社へ資金を直接貸し付ける					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	単年度貸付ではない。					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	平成23年度の会計実地検査において、基金の運用益を基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。平成23年度以降、基金の運用益は基金に積立てている。					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	2名					
広報の有無及び内容	無					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社からの借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認めるとき					
利息の有無	有					
利息の利率（年）	0.86%（平成25年度）					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率	日歩0.027%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	1年以上10年以内（3年以内据置可）					
償還猶予規定の有無	無					
償還免除規定の有無	無					
期限の利益喪失規定の有無	無					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	6,098,571,785	6,285,033,275	5,876,080,919	5,884,174,209	5,892,279,314	
申請件数（件）	0	2	0	0	0	
貸付実績	貸付金額（円）	0	415,027,000	0	0	0
	貸付件数（件）	0	2	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	168,173,450	0	0	0	415,027,000	
回収済み金額（当年度分）B	168,173,450	0	0	0	415,027,000	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	100	-	-	-	100	
総貸付残高（円）	168,173,450	415,027,000	415,027,000	415,027,000	0	
総貸付件数（件）	1	2	2	2	0	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県土地開発基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、県と沖縄県土地開発公社又は沖縄県町村土地開発公社（以下両公社を合わせて「土地開発公社」という。）が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が土地開発公社に貸し付けた貸付金をいう。

本貸付金は、昭和 48 年に設置された沖縄県土地開発基金（以下「本基金」という。）から拠出されている。本基金の原資は、国及び県の積立金で、これまでに国が 32 億円、県が 31 億円余りを積み立てており、運用益を含めて、現在 63 億 2101 万 5563 円が積み立てられている。

近年では、沖縄県立那覇国際高等学校、沖縄県立博物館・美術館、国立劇場おきなわを整備する際、本基金から沖縄県土地開発公社に対する貸付が実施されている。

なお、沖縄県土地開発公社は、国・地方公共団体からの要請及び委託に基づいて沖縄県の公共事業用地（道路、公園、河川・ダム、住宅、学校、空港など）の買収を行うための公社で、昭和 47 年に設立されている。沖縄県町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、県内 42 町村の共同出資によって昭和 49 年に設立されている。

(3) 根拠規定

本基金を設置するため、昭和 48 年に沖縄県土地開発基金条例が施行されており、基金の管理に必要な事項を定めるため、沖縄県土地開発基金管理規則が制定されている。

沖縄県土地開発基金管理規則第 3 条では、「基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費の財源に充てるための資金として、沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社に貸し付けるものとする」と規定されており、同条に基づいて、基金から土地開発公社に対して貸付が行われている。

(4) 目的

本貸付は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費の財源に充てることを目的としている。

(5) 貸付対象

貸付対象は土地開発公社である。

(6) 財源

本貸付金の財源は国及び県が積み立てた本基金である。

(7) 貸付の方法

県が土地開発公社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、土地開発公社が県に対し、借用証書を差し入れた上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項

平成 23 年度会計実地検査において、本基金の運用益を本基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。指摘の後は、本基金の運用益は本基金に積み立てている。

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2 名

現時点において貸付残高は 0 円であるため、現在は本貸付金の業務に従事する職員も、主に他の業務に従事している。

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

土地開発公社からの借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認めるときは、貸付決定し、土地開発公社に対して土地開発基金貸付金融通通知書を交付する。

土地開発公社は、土地開発基金交付請求書に土地開発基金貸付金融通通知書の写しを添えて県に提出し、土地開発基金貸付金借用証書を提出する（沖縄県土地開発基金管理規則第 6 条、第 7 条）。

(2) 利息の有無及び内容

有利子、利率については総務部長が定めるとされている（沖縄県土地開発基金管理規則第 4 条）。

最も新しい平成 25 年度貸付けの利息が年 0.86% である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

最も新しい平成 25 年度貸付けの違約金は日歩 0.027% である。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否 否

(6) 償還方法

据置期間は 3 年以内、償還期間は 1 年以上 10 年以内とされている（沖縄県土地開発基金管理規則第 4 条）。

(7) 償還猶予規定 無

- (8) 償還免除規定 無
- (9) 期限の利益喪失規定 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額 (円)	6,098,571,785	6,285,033,275	5,876,080,919	5,884,174,209	5,892,279,314
申請件数 (件)	0	2	0	0	0
貸付実績	貸付金額 (円)	0	415,027,000	0	0
	貸付件数 (件)	0	2	0	0
回収すべき金額 (当年度分) A	168,173,450	0	0	0	415,027,000
回収済み金額 (当年度分) B	168,173,450	0	0	0	415,027,000
回収すべき金額 (過年度分) C	0	0	0	0	0
回収済み金額 (過年度分) D	0	0	0	0	0
回収率 (B + D) / (A + C)	100	-	-	-	100
総貸付残高 (円)	168,173,450	415,027,000	415,027,000	415,027,000	0
総貸付件数 (件)	1	2	2	2	0
不納欠損額 (円)	0	0	0	0	0
不納欠損件数 (件)	0	0	0	0	0
債権放棄 (円)	0	0	0	0	0
債権放棄 (件)	0	0	0	0	0
免除額 (円)	0	0	0	0	0
免除件数 (件)	0	0	0	0	0

(2) 予算額

本基金の積立額である 63 億 2101 万 5563 円が予算額となっている。

(3) 貸付実績及び貸付件数

平成以降において 9 件、110 億 9509 万 9000 円の貸付けが行われた。

(4) 回収すべき金額及び回収率 (当年度分)

平成 24 年度から平成 28 年度の回収すべき金額 (当年度分) については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は 100%である。

(5) 回収すべき金額及び回収率 (過年度分)

これまでの貸付金は全て回収しており、未回収金は存在しない。

(6) 総貸付残高および総貸付件数

平成 29 年 3 月 31 日時点の貸付残高は 0 円である。

- (7) 不能欠損額及び件数 無
- (8) 債権放棄額及び件数 無
- (9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無

(3) コメント

昭和 48 年以降現在までに、32 件の貸付け実績があるところ、これまでの貸付けは全て約定通り償還されており、指摘及び意見はないが、本貸付金及び本基金の必要性について若干のコメントを行う。

本貸付金の予算額は本基金の積立金と同額であり、現時点では 63 億 2101 万 5563 円もの巨額の前算が組まれている。他方で、ここ 10 年間では平成 25 年度の 1 件（貸付の手続上は 2 件とカウントされているものの、いずれも北中城村字屋宜原の米軍用地返還地を公民館用地として取得するための支払資金に充当するための貸付けであり、同一目的の貸付けである）の貸付けがなされたに過ぎず、その 1 件の貸付額も 4 億円余りと予算額に比べて低額であった。そこで、そもそも本貸付金及び本基金が不要ではないか、仮に本貸付金及び本基金が必要であるとしても、現在よりも予算額を減らすべきではないか、との疑問がある。

この点、道路用地、公園用地、学校用地の取得といった恒常的に行われている用地取得については、県から土地開発公社に交付する委託費や、土地開発公社の金融機関からの借り入れなどで資金を賄うことができ、結果として本基金からの貸付けを要する事態は少ない。これに対し、在日米軍施設が返還されるような、短期間に多数の施設を整備する必要があるときには、上述の委託費や金融機関からの借り入れでは足りず、本基金からの貸付けが行われることとなる。実際にも米軍牧港住宅地区（那覇新都心、那覇新都心開発整備事業の対象とされた土地は 214 ヘクタール）が返還された際には、高校や博物館・美術館の整備のため、本基金から 92 億円以上が土地開発公社に貸し付けられている。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（平成 25 年 4 月）では、嘉手納飛行場以南の土地 1048 ヘクタールが返還されることが予定されており、この返還が実現した場合、大規模な整備が必要になる可能性が高い。かかる事態を考えると、本貸付金及び本基金の必要性にも一定程度合理性があるものと考えられる。

第2章 企画部の貸付金

第1 地域総合整備資金貸付金

第2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金

第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金

第1 地域総合整備資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	地域総合整備資金貸付金
担当部署名(部及び課)	企画部 地域・離島課
貸付開始年度	平成2年度
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	地域総合整備資金貸付要綱(総務省自治財政局地方債課)
マニュアル, 手引き等	ふるさと融資の手引き(平成29年4月一般財団法人地域総合整備財団)
貸付金の目的	地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し, もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与すること
貸付対象	法人格を有する民間事業者
財源(県, 国, その他のいずれか)	県
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が, 一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)を通じて貸し付ける(貸付主体は県であり, 貸付実行や償還に係る事務を財団に委託している。)
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	民間事業者(借入人)から, 毎決算期ごとに, 決算書類等を県に提出するとともに, 貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について報告を受けている。
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名
広報の有無及び内容	県及びふるさと財団のHP掲載, パンフレット等
債権管理業務に関する個別研修の有無	無 ※ 当該貸付業務を支援するために, ふるさと財団が設けられており, 同財団との間で貸付の検討段階から情報を共有し, 相談・支援を受けている。

貸付の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益性, 事業採算性等の観点から実施される事業であること ② 事業の開始に伴い, 事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれること ③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上 ④ 用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること
利息の有無	無
利息の利率(年)	無
遅延損害金の定め	有
遅延損害金の利率(年)	14%
保証人の要否	要
物的担保の要否	否
担保価値の把握方法	—
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	据置期間5年以内半年賦償還
償還猶予規定の有無	無
償還免除規定の有無	無
期限の利益喪失規定の有無	有

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	795,000,000	740,000,000	1,000,000,000	0	0	
申請件数(件)	1	1	1	0	0	
貸付実績	貸付金額(円)	795,000,000	740,000,000	1,000,000,000	0	0
	貸付件数(件)	1	1	1	0	0
回収すべき金額(当年度分)A	495,979,000	270,760,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
回収済み金額(当年度分)B	495,979,000	270,760,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D)/(A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高(円)	2,757,205,000	3,226,445,000	3,955,669,000	3,650,553,000	3,345,434,000	
総貸付件数(件)	8	9	8	8	7	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

地域総合整備資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、地方公共団体（都道府県及び市町村）、民間事業者、民間金融機関等が連携して、地域振興のために協力していくことを目的として設けられた全国的な制度である。

一般財団法人地域総合整備財団（以下、所謂「ふるさと財団」という。）が設立され、同財団が全国の地方公共団体の貸付対象事業の総合的な調査・検討、貸付実行、最終償還に至るまでの事務を一手に受託している。

これまでの活用例として、平成25年度に、那覇空港ビルディング株式会社に対し、那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事事業のために7億4000万円、平成26年度に、オリオンビール株式会社に対し、リゾートホテルの建設事業のために11億円を貸し付けたこと等がある。

(3) 根拠規定

平成2年に制定された、地域総合整備資金貸付要綱（以下「本要綱」という。）である。県は、本要綱を受けて、沖縄県地域総合整備資金貸付規程（以下「本規程」という。）を制定している。

(4) 目的

本要綱第1条において、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

法人格を有する民間事業者等である（本要綱第4条）。

例えば、株式会社（金融業を営む者は除く）、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人（NPO法人）、協同組合、農業協同組合、農事組合法人、第三セクター（100%国・地方公共団体出資除く）等が対象になる。

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象費用

本要綱第2条

1 貸付の対象となる費用は次に掲げるものとする。

一 設備の取得等に係る費用

二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。）

(イ) 貸付対象事業

本要綱第3条
1 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。
一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び指定都市にあっては10人以上、市町村にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
三 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの
四 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

(ウ) 貸付限度額・融資比率

県の貸付限度額は42億円、融資比率は貸付対象費用から補助金を控除した額の35%である。

貸付対象費用

貸付け対象費用から補助金を控除した額			補助金
本貸付金 黄色部分の35%以内	民間金融機関等借入金 借入必須	自己資金	

(6) 財源

県の起債¹で賄われる（後記(8)「貸付業務の流れ」を参照）。

起債同意された一般事業（地域総合整備資金貸付分：充当率100%）に係る地方公共団体の利子負担分の75%（用地取得費に係る部分は50%）については、地方交付税によって措置される。県は残り25%を負担する。

(7) 貸付の方法

県が、法人格を有する民間事業者等に対して、直接貸し付ける。

ただし、貸付実行や償還に係る事務処理については、ふるさと財団との間で貸付事務包括委託契約（無償）を締結して、貸付業務を行っている。

¹ 「起債」とは、地方自治法230条に基づき、普通地方公共団体が地方債を起こすこと（発行すること）をいう。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう（財務省HPより）。

本貸付金のように、地方公共団体がそれ以外の団体への出資金及び貸付金の財源として起こす地方債は転貸債といわれ、実質公債費比率には算定されない。

(8) 貸付業務の流れ

ア 借入申込みから貸付決定まで

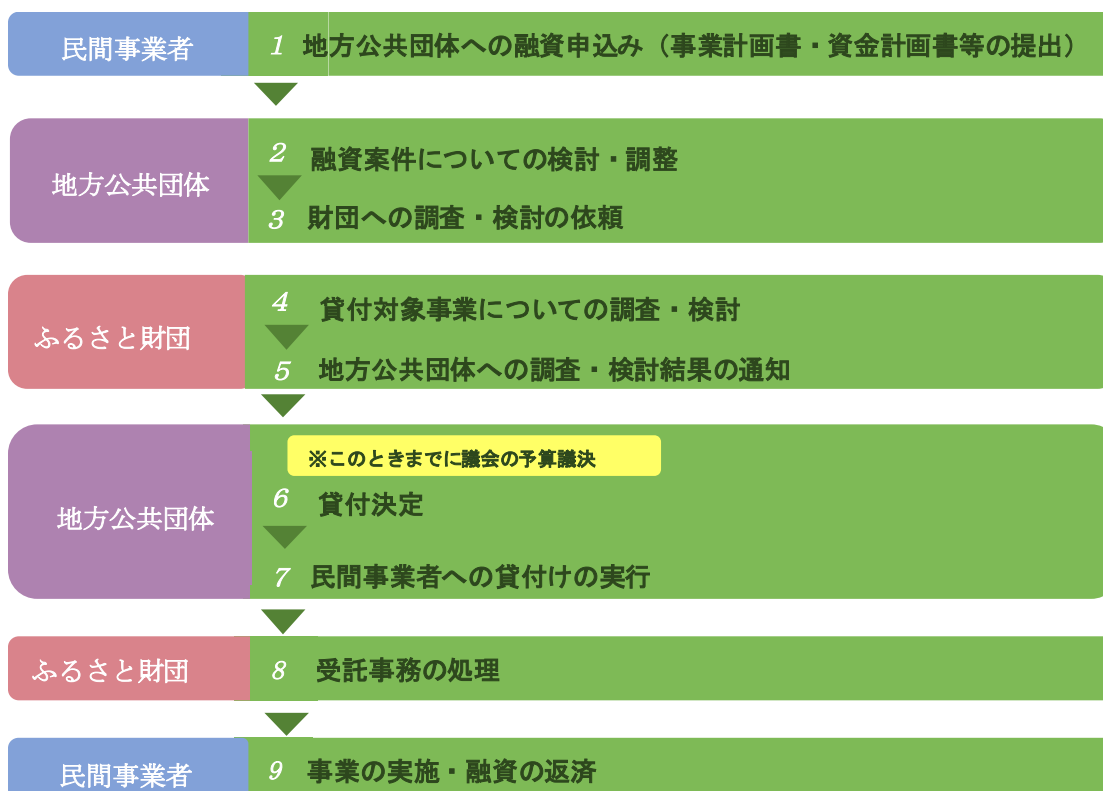
民間事業者等は、県に対し、借入申込みをするが、総合的な調査・検討はふるさと財団が行う。

県は、ふるさと財団の調査・検討結果を踏まえて貸付決定を行う。予算措置及び総務省の起債同意の手続は、貸付決定までに行う必要がある。

イ 貸付実行から償還まで

県は、民間事業者等による民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了を確認し、ふるさと財団を通して、民間事業者等に対し、貸付けを実行する。

民間事業者等は、ふるさと財団を通して、県に償還金を償還する。県のふるさと融資の事業債の償還とは連動しない。



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県及びふるさと財団ホームページ、パンフレット

(11) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

ただし、本件貸付金の貸付業務を支援するために、「ふるさと財団」が設立されており、県は、同財団との間で貸付けの検討段階から情報を共有し、相談・支援を受けている。

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本要綱第 11 条）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

無利子（本要綱第 6 条）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年 14%（本要綱第 12 条）

(6) 保証人の要否・内容

民間金融機関等確実な保証人の連帯保証が必須（本要綱第 10 条）

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

元金均等半年賦償還（本要綱第 9 条）

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有（本要綱第 13 条第 1 項， 2 項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	795,000,000	740,000,000	1,000,000,000	0	0	
申請件数(件)	1	1	1	0	0	
貸付実績	貸付金額(円)	795,000,000	740,000,000	1,000,000,000	0	0
	貸付件数(件)	1	1	1	0	0
回収すべき金額(当年度分)A	495,979,000	270,760,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
回収済み金額(当年度分)B	495,979,000	270,760,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D) / (A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
総貸付残高(円)	2,757,205,000	3,226,445,000	3,955,669,000	3,650,553,000	3,345,434,000	
総貸付件数(件)	8	9	8	8	7	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

県は、民間事業者等からの借入申込みをうけて起債を行い、貸付原資を調達する。この起債額が予算となる。そのため、借入申込みがなければ、予算も計上されない。

(3) 貸付実績

貸付件数は、平成7年度が10件と最多で、平成16年度以降は1件又は0件となっている。

本貸付金は無利子だが、金融機関の連帯保証が必須であり、金融機関に対する履行保証料の支払が必要となる。昨今の金融機関の低金利により、本貸付金を利用して金融機関に対し履行保証料を支払うよりも、金融機関から融資を受けてその利息を支払うほうが、借入人の金銭的負担が低減される場合があるとのことであった。そのため、長期にわたり本貸付金の需要が低迷しているのではないかと推察される。

平成27年度より、県が民間事業者等に連帯保証料の補助を行う場合、県に対し地方交付税措置（補助金の75%）が講じられることになったが、県では同制度を活用した補助制度は導入していない。平成29年6月時点でふるさと財団に確認したところ、全国でも導入事例は少なく、都道府県ではゼロ、市町村では4件しかない。本貸付金は、市場における資金調達の補完的な融資であるという側面があり、低金利等の資金調達環境が比較的良好な現在においては、他の施策・事業との優先関係も踏まえた場合、保証料補助の導入にまでは、なかなか踏み切れない自治体が多いのではないかと推察されるようである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は100%であり、約定償還されている。

**地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)
年度別申請・貸付件数・額 一覧**

平成28年度末現在

年度	申請・貸付件数(件)	金額(円)	年度	申請・貸付件数(件)	金額(円)
H2	2	588,000,000	H16	1	990,000,000
H3	2	1,300,000,000	H17	1	152,000,000
H4	3	3,027,000,000	H18	1	585,000,000
H5	3	2,849,000,000	H19	1	80,000,000
H6	3	956,000,000	H20	0	0
H7	10	2,014,000,000	H21	1	1,400,000,000
H8	6	4,029,000,000	H22	0	0
H9	3	1,937,000,000	H23	0	0
H10	3	3,445,000,000	H24	1	795,000,000
H11	3	3,039,000,000	H25	1	740,000,000
H12	1	300,000,000	H26	1	1,000,000,000
H13	2	622,000,000	H27	0	0
H14	1	322,000,000	H28	0	0
H15	3	1,502,000,000	累計	53	31,672,000,000

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

過去5年度間には無いが、約20年ほど前の貸付案件(第三セクターに対する残元
利金6734万1946円)で1件存在する。

(7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金は、過去10年間、各年度の貸付実績が1件又は0件と、需要が乏しい。
貸付対象費用の下限が2500万円以上で(平成27年度より前)、新規雇用10人以上
を創出しなければならない等、規模が大きい事業への利用が想定されており、活用
できる民間事業者等は限られているうえ、平成26年度以前は民間事業者等において
民間金融機関に支払う履行保証料を全額負担しなければならなかったこと等から利

用はあまり進んでいなかったと推測される。

しかし、平成 27 年度の制度改正により、貸付対象費用の下限が 2500 万円から 1000 万円に引き下げられたうえ、県が、民間事業者等の負担する連帯保証の履行保証料の補助を行う場合には、国から地方交付税措置（補助金の 75%）される仕組みを導入しうる等、積極的な活用が期待されている。県は、民間事業者等の現状やニーズ等を把握するとともに、平成 27 年度の改正点を踏まえ、本貸付金の需要拡大の可能性を模索されたい。

第2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金					
担当部署名（部及び課）	企画部 市町村課					
貸付開始年度	昭和50年度					
根拠規定（法律、条例、要綱等）	地方自治法第241条 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則					
マニュアル、手引き等	-					
貸付金の目的	市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進すること					
貸付対象	市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）					
財源（県、国、その他のいずれか）	県が全額負担している。					
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が、市町村等に対し、直接貸し付ける。					
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	-					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名					
広報の有無及び内容	市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知を行っている。					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	1市町村等につき一会計年度1億円					
利息の有無	有					
利息の利率（年）	財政融資資金貸付利率×70% （原則）					
遅延損害金の定め	有					
遅延損害金の利率（年）	10%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	元利均等年賦償還					
償還猶予規定の有無	無					
償還免除規定の有無	無					
期限の利益喪失規定の有無	無					
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	1,700,000,000	500,000,000	400,000,000	400,000,000	700,000,000	
申請件数（件）	47	14	7	7	10	
貸付実績	貸付金額（円）	1,251,900,000	404,300,000	218,900,000	133,200,000	418,600,000
	貸付件数（件）	48	26	11	12	8
回収すべき金額（当年度分）A	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368	
回収済み金額（当年度分）B	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	100	100	100	100	100	
総貸付残高（円）	4,628,108,038	3,917,686,381	3,111,663,141	2,435,952,930	2,206,957,562	
総貸付件数（件）	452	411	366	323	276	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	0	0	0	0	0	
免除件数（件）	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、市町村の振興を目的として、県が市町村や消防組合等に対し貸付けを行う制度である。

対象事業は、例えば、市町村道路や農道・林道の 신설、改良及び舗装、清掃施設の整備や、義務教育学校等の校舎、児童福祉施設等の新築及び増改築等がある。

平成28年度現在の貸付団体は約30団体であり、県内半数以上の市町村に貸し付

けている。合併市町村振興事業に対する貸付額が最も多い。

(3) 根拠規定

地方自治法第 241 条第 1 項に基づき、昭和 50 年に制定された、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

本条例第 1 条において、市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

市町村等である（本規則第 1 条）。

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象事業

本条例第 3 条

- 1 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。
 - 一 公共施設の整備のため必要な事業
 - 二 離島，辺地又は過疎地域の振興に必要な事業
- 2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。

(イ) 貸付対象市町村等の要件

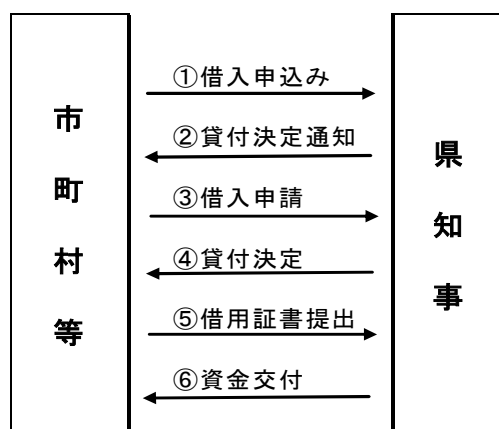
本規則第 4 条

- 1 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - 一 事業の計画が適正であること
 - 二 償還の見込みが確実であること
 - 三 財務の経理が明確であること
 - 四 地方債の償還について延滞がないこと

(6) 財源

県が全額負担している。

(7) 貸付業務の流れ



(8) 貸付の方法

県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。

(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等での概要説明及び周知活動

(11) 貸付業務及び債権管理業務に関する研修等の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本規則第6条）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

<p>本規則第5条</p> <p>4 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる</p> <p>一 貸付利率</p> <p>ア 条例第3条第1項第1号に規定する事業に要する資金 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率</p> <p>イ 条例第3条第1項第2号に規定する事業に要する資金 基 準利率に2分の1を乗じて得た利率</p> <p>ウ 条例第3条第2項に規定する事業に要する資金</p>	<p>例：公共施設の整備のために必要な事業</p> <p>例：離島，辺</p>
---	---

<p>(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率</p> <p>エ 条例第3条第2項に規定する事業のうち実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金</p> <p>(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率</p> <p>オ 条例第3条第2項に規定する事業のうち合併市町村振興事業に要する資金 無利子</p>	<p>地又は過疎地域の振興に必要な事業</p>
--	-------------------------

基準利率（財政融資資金貸付利率7/10）

据置期間 貸付期間	無	1年以内
5年以内	0.007%	0.007%
5年超 6年以内	0.007%	0.007%
6年超 7年以内	0.007%	0.007%
7年超 8年以内	0.007%	0.007%
8年超 9年以内	0.007%	0.007%
9年超 10年以内	0.007%	0.007%
10年超 13年以内	0.042%	0.042%
13年超 15年以内	0.140%	0.140%

離島・辺地・過疎（基準金利の1/4）

据置期間 貸付期間	無	1年以内
5年以内	0.001%	0.000%
5年超 6年以内	0.001%	0.000%
6年超 7年以内	0.001%	0.000%
7年超 8年以内	0.001%	0.000%
8年超 9年以内	0.001%	0.000%
9年超 10年以内	0.001%	0.000%
10年超 13年以内	0.010%	0.010%
13年超 15年以内	0.035%	0.030%

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年10%（本規則第16条）

(6) 保証人の要否・内容 否

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

元利均等年賦償還（本規則第5条第4項第3号）

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第14条第1項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）		1,700,000,000	500,000,000	400,000,000	400,000,000	700,000,000
申請件数（件）		47	14	7	7	10
貸付実績	貸付金額（円）	1,251,900,000	404,300,000	218,900,000	133,200,000	418,600,000
	貸付件数（件）	48	26	11	12	8
回収すべき金額（当年度分）A		1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368
回収済み金額（当年度分）B		1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368
回収すべき金額（過年度分）C		0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D		0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）		100	100	100	100	100
総貸付残高（円）		4,628,108,038	3,917,686,381	3,111,663,141	2,435,952,930	2,206,957,562
総貸付件数（件）		452	411	366	323	276
不納欠損額（円）		0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）		0	0	0	0	0
債権放棄（円）		0	0	0	0	0
債権放棄（件）		0	0	0	0	0
免除額（円）		0	0	0	0	0
免除件数（件）		0	0	0	0	0

(2) 予算額

基本的には5億円程度であったが、平成24年度は17億と一時的に増額され、平成25年度に再度5億円に減額された後、平成28年度に7億円に増額されている。

平成24年度は、本貸付金を利用して各市町村が地方債の借換えを行う予定になっていたことから、一時的に増額された。

平成28年度は、平成27年度に本規則が改正され、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が8000万円から1億円に引き上げられたこと等から、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対して対応できるよう増額された。

(3) 貸付実績

平成24年度は48件だが、平成28年度は8件であり、過去5年間で6分の1にまで減少している。

なお、前年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることから、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度は申請件数よりも貸付件数が多くなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数とのことである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100%である。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無

第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金					
担当部署名(部及び課)	企画部 市町村課					
貸付開始年度	昭和54年度					
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	地方自治法第241条 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則					
マニュアル, 手引き等	-					
貸付金の目的	沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和53年7月30日の交通方法変更の際し, 県民の被る有形無形の損失を補填するため, 交通方法変更を永く記念し, かつ, 将来にわたって広く全県民の福祉に寄与すること					
貸付対象	市町村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町村等」という。)					
財源(県, 国, その他のいずれか)	昭和54年から昭和57年に交付された国庫交付金20億円					
貸付の方法	県が, 市町村等に対し, 直接貸し付ける。					
金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	-					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名					
広報の有無及び内容	市町村当初予算編成説明会, 地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知					
貸付業務に関する教育・研修の有無	無					
貸付の条件	1市町村等につき一会計年度1億円					
利息の有無	有					
利息の利率(年)	財政融資資金貸付利率×70% (原則)					
遅延損害金の定め	有					
遅延損害金の利率(年)	10%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	元利均等年賦償還					
償還猶予規定の有無	1年以内据置期間有り					
償還免除規定の有無	無					
期限の利益喪失規定の有無	無					
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	700,000,000	
申請件数(件)	3	0	0	0	2	
貸付実績	貸付金額(円)	91,500,000	66,000,000	17,800,000	0	0
	貸付件数(件)	3	3	2	0	0
回収すべき金額(当年度分)A	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
回収済み金額(当年度分)B	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	0	0	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率(B+D)/(A+C)	100	100	100	100	100	
総貸付残高(円)	309,149,531	298,646,918	244,133,209	186,929,599	138,886,286	
総貸付件数(件)	80	63	47	36	24	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	0	0	0	0	0	
免除件数(件)	0	0	0	0	0	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和53年7月30日の沖縄県の交通方法変更を記念して、県民の被る有形無形の損失を補填し、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的として、県が市町村や消防組合等に貸付けを行う制度である。

昭和 54 年から昭和 57 年にかけて国から県に交付された総額 20 億円（国庫交付金 5 億円×4 年）を運用して行われている。

対象事業は、道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業等である。

沖縄県では、人口、自動車台数あたりの道路延長が全国平均の約 5～6 割程度と他県と異なる道路状況の課題が未だに解消されていないこと等から、本貸付金が市町村の道路交通安全対策施設事業の支援に果たす役割は大きく、今後の需要拡大を見込んで、平成 27 年度に貸付限度額の上げが行われており、積極的な活用が期待されている。

(3) 根拠規定

昭和 54 年に制定された、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和 53 年 7 月 30 日の交通方法変更の際し、県民の被る有形無形の損失を補填するため、交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

市町村及び市町村が組織する一部事務組合である（以下「市町村等」という。）（本条例第 1 条）

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象事業

本規則第3条 別表

事業名	事業内容
1 道路事業	1 道路法第3条第4号に規定する道路の新設, 改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
2 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第2条第3項第2号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業
3 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
4 区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する事業その他の区画整理事業
5 その他	その他の交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

(イ) 貸付対象市町村の要件

本規則第4条

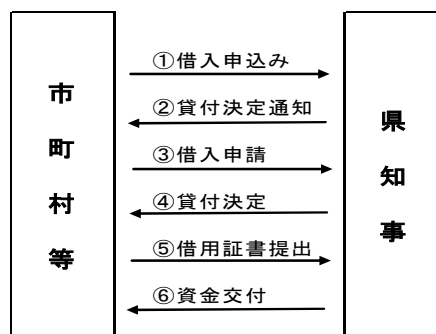
1 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 事業の計画が適正であること
- 二 償還の見込みが確実であること
- 三 財務の経理が明確であること
- 四 地方債の償還について延滞がないこと

(6) 財源

昭和54年から昭和57年にかけて、国が県に交付した総額20億円（国庫交付金5億円×4年）である。

(7) 貸付業務の流れ



(8) 貸付の方法

県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。

(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知を行っている。

(11) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本規則第7条）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

本規則第6条

1 条例第4条に規定する資金の貸付けの条件は、この規則において別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率に2分の1を乗じて得た利率

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率

2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第22条の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

一 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

3 前2項の規定にかかわらず、合併市町村が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度の間、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行

う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

一 貸付利率 無利子

基準利率（財政融資資金貸付利率7/10）

据置期間 貸付期間	無	1年以内
5年以内	0.007%	0.007%
5年超 6年以内	0.007%	0.007%
6年超 7年以内	0.007%	0.007%
7年超 8年以内	0.007%	0.007%
8年超 9年以内	0.007%	0.007%
9年超 10年以内	0.007%	0.007%
10年超 13年以内	0.042%	0.042%
13年超 15年以内	0.140%	0.140%

離島・辺地・過疎（基準金利の1/4）

据置期間 貸付期間	無	1年以内
5年以内	0.001%	0.000%
5年超 6年以内	0.001%	0.000%
6年超 7年以内	0.001%	0.000%
7年超 8年以内	0.001%	0.000%
8年超 9年以内	0.001%	0.000%
9年超 10年以内	0.001%	0.000%
10年超 13年以内	0.010%	0.010%
13年超 15年以内	0.035%	0.030%

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年10%（本規則第17条）

(6) 保証人の要否・内容 否

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

元利均等年賦償還（本規則第6条）

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第15条第1項）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額 (円)	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	700,000,000	
申請件数 (件)	3	0	0	0	2	
貸付実績	貸付金額 (円)	91,500,000	66,000,000	17,800,000	0	0
	貸付件数 (件)	3	3	2	0	0
回収すべき金額 (当年度分) A	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
回収済み金額 (当年度分) B	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
回収すべき金額 (過年度分) C	0	0	0	0	0	
回収済み金額 (過年度分) D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D) / (A+C)	100	100	100	100	100	
総貸付残高 (円)	309,149,531	298,646,918	244,133,209	186,929,599	138,886,286	
総貸付件数 (件)	80	63	47	36	24	
不納欠損額 (円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数 (件)	0	0	0	0	0	
債権放棄 (円)	0	0	0	0	0	
債権放棄 (件)	0	0	0	0	0	
免除額 (円)	0	0	0	0	0	
免除件数 (件)	0	0	0	0	0	

(2) 予算額

平成 24 年度から平成 26 年度まで 2 億円であり、平成 28 年度は 7 億円に増額された。

平成 28 年度は、平成 27 年度に本規則の改正を行い、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が 8000 万円から 1 億円に引き上げられたこと等から、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対しても対応できるように予算額が増額された。既に、平成 28 年度に約 2 億 8600 万円の貸付決定を行っており（貸付の実行は未済）、平成 29 年度に約 3 億円以上の貸付決定を行う予定がある（申請件数も 4～5 件見込まれている。）。

(3) 貸付実績

貸付件数は、平成 24 年度に 3 件、平成 25 年度に 3 件、平成 26 年度に 2 件、平成 27 年度に 0 件、平成 28 年度に 0 件と漸減している。

なお、前年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることから、平成 25 年度、平成 26 年度は申請件数よりも貸付件数が多くなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数とのことである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100%である。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント 無

第3章 環境部の貸付金

第1 公共関与事業資金貸付金

第1 公共関与事業資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	公共関与事業資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	環境部 環境整備課				
貸付開始年度	平成26年度				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	無 契約書に従う				
マニュアル, 手引き等	無				
貸付金の目的	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場整備に係る事業資金				
貸付対象	沖縄県環境整備センター株式会社				
財源(県, 国, その他のいずれか)	県				
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が直接貸付ける。				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	無				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	-				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	-				
遅延損害金規定の有無	無				
遅延損害金の利率(年)	-				
保証人の要否	否				
物的担保の要否	否				
担保価値の把握方法	-				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	貸付満了日までに一括償還				
償還猶予規定の有無	無				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	無				
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	-	-	300,000,000	110,000,000	110,000,000
申請件数(件)	-	-	1	1	1
貸付実績					
貸付金額(円)	-	-	300,000,000	110,000,000	110,000,000
貸付件数(件)	-	-	1	1	1
回収すべき金額(当年度分) A	-	-	300,000,000	0	0
回収済み金額(当年度分) B	-	-	300,000,000	0	0
回収すべき金額(過年度分) C	-	-	0	0	0
回収済み金額(過年度分) D	-	-	0	0	0
回収率 (B+D) / (A+C)	-	-	100	0	0
総貸付残高(円)	-	-	0	110,000,000	220,000,000
総貸付件数(件)	-	-	0	1	2
不納欠損額(円)	-	-	0	0	0
不納欠損件数(件)	-	-	0	0	0
債権放棄(円)	-	-	0	0	0
債権放棄(件)	-	-	0	0	0
免除額(円)	-	-	0	0	0
免除件数(件)	-	-	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

公共関与事業資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、県と沖縄県環境整備センター株式会社(以下「本株式会社」という。)が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が本株式会社に貸付けた貸付金をいう。

本株式会社は、県が平成16年に策定した「公共関与整備基本構想」に基づいて平成25年3月6日に設立された第三セクターであり、産業廃棄物の管理型最終処分場の事業主体として、現在名護市安和区において管理型最終処分場(下記

施設概要¹参照) (以下「本件処分場」という。) の建設を進めている。なお、公共関与により第三セクターが産業廃棄物最終処分場を運営している例は、熊本県や鹿児島県等全国に多数存在する。

本貸付金は、本株式会社が進める本件処分場整備に関する資金として貸付が行われている。県と本株式会社の間では、平成 27 年 2 月 5 日、平成 28 年 3 月 7 日及び平成 29 年 3 月 13 日に金銭消費貸借契約が締結されている。

本貸付金の平成 28 年度末の貸付残高は 2 億 2000 万円であり、貸付残件数は、平成 28 年 3 月 7 日及び平成 29 年 3 月 13 日の金銭消費貸借契約に基づく 2 件である。

(本件処分場施設概要)

施設の種類	管理型最終処分場
施設規模	約 9 万 m ³
埋立年数	15 年
施設形態	被覆型 (覆蓋付き)
年間埋立量	4,173 トン/年
受入廃棄物	産業廃棄物・一般廃棄物・災害廃棄物

(3) 根拠

本貸付金の根拠は、平成 27 年 2 月 5 日、平成 28 年 3 月 7 日及び平成 29 年 3 月 13 日に締結された県と本株式会社の間での金銭消費貸借契約である。

(4) 目的

平成 27 年 2 月 5 日付金銭消費貸借契約 (以下「平成 26 年度契約」という。) によると、「公共関与による管理型最終処分場建設用地の土地売買、鉱業権の補償及び鉱区内作業道路移転の補償の資金」としての貸付とされ、平成 28 年 3 月 7 日付金銭消費貸借契約 (以下「平成 27 年度契約」という。) 及び平成 29 年 3 月 13 日付金銭消費貸借契約 (以下「平成 28 年度契約」といい、平成 26 年度契約・平成 27 年度契約・平成 28 年度契約をまとめて「本件各契約」という。) によると、「公共関与による管理型最終処分場整備に係る事業資金」としての貸付とされている。

(5) 貸付対象

貸付対象は、本株式会社である。

(6) 財源

本貸付金については、全額県が負担している。

¹ 本株式会社ホームページより引用

(7) 貸付の方法

県が本株式会社に対して直接貸付けている。

- (8) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否
- (9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無
- (10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名
- (11) 広報の有無及び内容 無
- (12) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 契約締結の有無

本件各契約を県と本株式会社が締結し、その契約に基づいて貸付が行われている。

- (2) 利息の有無及び内容 無
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無
- (4) 保証人の要否 否
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 償還方法

本貸付金は、貸付期間の満了日までに、県が納入通知書を発行し、その通知書により、本株式会社が一括償還するとされている（本件各契約書第4条）。

なお、貸付期間はそれぞれ、以下のとおりである（本件各契約書第2条）。

- ア 平成26年度契約：平成27年2月25日～平成27年3月31日
- イ 平成27年度契約：平成28年3月29日～平成33年3月31日
- ウ 平成28年度契約：平成29年3月31日～平成36年3月31日

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無
- (8) 償還免除規定の有無及び内容 無
- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	-	-	300,000,000	110,000,000	110,000,000
申請件数（件）	-	-	1	1	1
貸付実績	貸付金額（円）	-	300,000,000	110,000,000	110,000,000
	貸付件数（件）	-	1	1	1
回収すべき金額（当年度分）A	-	-	300,000,000	0	0
回収済み金額（当年度分）B	-	-	300,000,000	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	-	-	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	-	-	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	-	-	100	0	0
総貸付残高（円）	-	-	0	110,000,000	220,000,000
総貸付件数（件）	-	-	0	1	2
不納欠損額（円）	-	-	0	0	0
不納欠損件数（件）	-	-	0	0	0
債権放棄（円）	-	-	0	0	0
債権放棄（件）	-	-	0	0	0
免除額（円）	-	-	0	0	0

(2) 予算額

以下の通り、平成26年度から平成28年度において毎年度予算計上の上、貸付が行われている。

平成26年度 3億円（平成26年度契約）

平成27年度 1億1000万円（平成27年度契約）

平成28年度 1億1000万円（平成28年度契約）

(3) 貸付実績

上記の予算額全額について貸付が行われており、総額5億2000万円の貸付が行われている。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については平成26年度契約についてのみであるが、償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。

なお、平成26年度契約は貸付時において一時的な資金としての貸付であることを確認しており、その償還については、貸付時の予定通り、沖縄振興開発金融公庫から本株式会社への出資金が充てられている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

平成26年度契約の償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。

(6) 総貸付残高及び件数

平成28年度末における総貸付残高は2億2000万円（2件）である。

(7) 不納欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

ア 貸付の経緯

本貸付金については、当初計画段階では県は貸付を予定していなかったが、その後、県が貸付を行うことになった経緯が存在する。下記の通り、本株式会社設立と同時期の平成25年3月に作成された投資計画及び資金調達計画においては、本株式会社は県からの借入を予定していなかった。

平成25年3月
【投資計画】

項目	金額	構成比
土地購入費	150,000 千円	4.2%
施設費用整備	最終処分補助対象内	2,462,920 千円 82.2%
	最終処分補助対象外	533,080 千円 17.8%
	場建設費	2,996,000 千円 100.0%
	計	2,996,000 千円 84.1%
調査・設計費	170,000 千円 4.8%	
計	3,316,000 千円 93.0%	
税負担	登録免許税 (国税)	15,664 千円 0.4%
	不動産取得税 (県税)	131,140 千円 3.7%
	計	146,804 千円 4.1%
諸経費	建中金利	3,143 千円 0.1%
	法務費・設立費	80,000 千円 2.2%
	計	83,143 千円 2.3%
重機購入費	18,000 千円 0.5%	
合計	3,563,947 千円 100.0%	

【資金調達計画】

項目	金額	構成比
補助金	国庫補助金	615,730 千円
	県補助金	750,000 千円
計	1,365,730 千円	
借入金	市中金融機関	198,217 千円
	沖縄振興開発金融公庫	1,000,000 千円
	計	1,198,217 千円
出資金	沖縄県	340,000 千円
	沖縄振興開発金融公庫	250,000 千円
	その他	410,000 千円
計	1,000,000 千円	
合計	3,563,947 千円	

埋立容量：150,000㎡

しかし、その後、資金需要が高まり、最終的には、本株式会社は県からの長期借入金2億2000万円を必要とするに至った。このような資金需要の高まりの背景には、本件処分場建設地の用地取得に関する計画の甘さが考えられる。

本件処分場建設地の用地取得に関連する一連の経緯は次の表の通りである。

平成19年3月15日	公共関与事業推進会議会長から県知事に最終立地候補地（名護市安和，本部町崎本部，浦添市伊奈武瀬）が報告された。
平成19年3月～7月	最終立地候補地の地元自治体が県知事あてに建設反対の意見書提出。
平成22年度	上記最終立地候補地の名護市安和について不動産価格を3,000円/㎡と確認し，事業計画として土地購入費150,000,000円（50,000㎡×3,000円/㎡）を策定。
平成22年度	本件処分場建設地（安和第2）が立地候補地に加えられた。
平成23年8月	本件処分場建設地（安和第2）の地権者が鉱業権に基づく施業案の採掘の最低レベルを標高0mから海拔▲10mへ変更する旨沖縄総合事務局へ申請（平成23年10月に認可）。
平成24年度	本件処分場建設地（安和第2）の地権者に対し，事業計画を説明するとともに，鉱業権に係る補償は，原則として交渉外である旨伝える。
平成25年9月	本件処分場建設地（安和第2）への建設について県，名護市安和区，名護市及び本株式会社の四者で基本合意締結。地権者との正式交渉開始。しかし，鉱業権補償の範囲について合意に至らず（県側は標高0mまでの鉱業権補償を行う方針・地権者側は海拔▲10mまでの鉱業権補償を要求），地権者及び本株式会社各々不動産鑑定評価依頼を行った上で交渉を行うこととなった。
平成25年10月	地権者側が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）
平成25年11月	本株式会社が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）
平成26年1月	上記鑑定評価書に基づき交渉するも，交渉難航し，一旦交渉中断。
平成26年4月	交渉再開
平成26年6月	本株式会社と地権者間で，鉱業権補償を含め総額449,593,000円で土地売買契約締結

平成19年度の最終立地候補地選定段階から、最終立地候補地（名護市安和）を含む、本件処分場建設地（安和第2）付近一帯が採石場跡地であることは判明していた。そうすると、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定されている可能性が高いことは容易に想像できたと考えられる。さらに、上記経緯の通り、平成22年度に本件処分場建設地（安和第2）を立地候補地に加えた時点や平成23年度に本件処分場の地権者が採掘レベル変更の申請を行った時点等、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定されているかを確認する機会も平成25年3月以前にそれなりに存在する。

そうであれば、県としては、平成25年3月の本株式会社設立段階で、本件処分場建設地における鉱業権の有無を確認し、地権者との用地取得交渉において鉱業権補償の点が問題となることも踏まえた資金調達計画を立てておくべきであった。その上で、他の資金需要との調整や各種の資金調達方法を検討しておくべきであったと考えられる。

本貸付金については、今後、償還が予定されている。県においては、上記のような経緯で本貸付金が必要となったことを踏まえ、慎重に本貸付金の管理・償還にあたることを望ましいと考える。

イ 本件処分場における処分料金の価格設定

本株式会社は現在建設中の本件処分場について平成 31 年供用開始を目指している。そして、その供用開始後の収益を本貸付金の償還に充てることも予定されている。供用開始後の収益確保については、本件処分場における処分料金の価格設定が重要となる。現時点では本件処分場の施設運営に係る費用等が不確定なこともあり、価格設定はなされておらず、今後検討が予定されている。

この価格設定については、県内処分場における価格との比較、県外への搬出費用との比較等様々な要素を加味した上で設定することになる。もし、価格設定の誤りから本件処分場の利用が進まなかった場合、本貸付金の償還の滞りや収益性の下方修正による更なる県からの貸付の検討が必要となる上、本株式会社設立趣旨の没却にも繋がりがかねない。これらのことを念頭に、県としては株主及び債権者として本株式会社に対して、積極的に意見を述べ、本件処分場における処分料金の価格設定過程を注視すべきであると考ええる。

以上

第4章 子ども生活福祉部の貸付金

第1 母子福祉資金貸付金

寡婦福祉資金貸付金

父子福祉資金貸付金

第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金

第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金

第1 母子福祉資金貸付金 寡婦福祉資金貸付金 父子福祉資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金					
担当部署名（部及び課）	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課					
貸付開始年度	昭和45年					
根拠規定（法律、条例、要綱等）	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令					
マニュアル、手引き等	沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアル					
貸付金の目的	母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため					
貸付対象	母子家庭・父子家庭・寡婦及びその扶養する子					
財源（県、国、その他のいずれか）	国3分の2（県債発行して調達）、県3分の1の特別会計					
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が直接貸付ける。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	有：未収金の額					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	29名（出先含む）※内22名は非常勤					
広報の有無及び内容	沖縄県ホームページ					
債権管理業務に関する個別研修の有無	償還対策会議 ※毎年2月頃開催 担当者連絡会議 ※毎年2～3回開催 所管地域別の市町村説明会（事務所主催）※毎年7月頃 市町村担当者説明会 ※毎年6月頃					
貸付の条件	貸付審査基準による					
利息の有無	有（各資金による）					
利息の利率（年）	1%					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率（年）	5%					
保証人の要否	要（各資金による）					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	措置期間等償還方法は、各資金別に定めがある。					
償還猶予規定の有無	有（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条）					
償還免除規定の有無	有（母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条、第31条の6第5項、第32条第5項）					
期限の利益喪失規定の有無	有（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条、第31条の7、第38条）					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	195,924,000	164,754,000	164,932,000	212,856,000	202,671,000	
申請件数（件）	353	292	286	362	320	
貸付実績	貸付金額（円）	146,700,093	130,978,523	130,636,255	160,807,254	165,789,380
	貸付件数（件）	289	253	248	316	302
回収すべき金額（当年度分）A ¹	158,213,349	120,304,086	115,097,595	103,913,443	96,106,515	
回収済み金額（当年度分）B ¹	132,937,030	104,552,262	102,779,845	94,082,476	86,733,462	
回収率（当年度分）B/A	84.02	86.91	89.30	90.54	90.25	
回収すべき金額（過年度分）C ¹	294,910,131	222,349,519	206,555,517	171,797,891	143,848,256	
回収済み金額（過年度分）D ¹	30,923,375	31,066,206	32,518,840	31,679,696	23,769,507	
回収率（過年度分）D/C	10.49	13.97	15.74	18.44	16.52	
回収率（B+D）/（A+C）	36.16	39.58	42.06	45.61	46.05	
総貸付残高（円）	1,197,747,542	1,037,372,013	1,023,071,108	1,057,553,953	1,113,122,961	
総貸付件数（件）	1,764	1,404	1,349	1,398	1,395	
不納欠損額（円） ¹	8,844,108	0	12,040,657	2,952,506	1,383,567	
不納欠損件数（件）	17	0	21	8	2	
債権放棄（円） ²	0	0	0	0	1,205,567	
債権放棄（件）	0	0	0	0	1	
免除額（円） ³	29,668,916	24,389,682	27,437,930	21,058,256	16,665,711	
免除件数（件）	159	107	122	69	74	

注1 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

注2 元金及び利息の金額

注3 違約金免除のみの金額

(2) 本貸付金の概要

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下合わせて「本貸付金」という。）は別々の貸付金としてそれぞれ管理されているが、根拠法令も同一であり、取扱いとして一元化されているため、本監査においても一体として監査を行った。本貸付金は、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために

必要な措置を講じ、もって母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉を図ることを目的とした貸付金であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「福祉法」という。）において定められた制度である。

本貸付金の平成28年度末の貸付残高は、11億1312万2961円であり、貸付残件数は、1,395件である。本貸付金は、12種類あり、それぞれの貸付対象者・貸付限度額等は以下のとおりである（下記「貸付金種別一覧表」参照）。

貸付金種別一覧表

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋服、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	個人 2,830,000円 団体 4,260,000円		1年 据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運搬資金	個人 1,420,000円 団体 1,420,000円		6か月 据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等課程) — 私立の場合(自宅)月額45,000円/(自宅外)月額52,500円 高等専門学校 — 国立の場合(自宅)月額31,500円/(自宅外)月額76,500円 大学 — 私立の場合(自宅)月額81,000円/(自宅外)月額96,000円 ※専修学校等も対象。学年、国立・私立等で異なる。	就学期間中	当該学校卒業後	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例、ホームパ、パソコン、栄養士等)	【一般】月額68,000円 【特別】一括816,000円(12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年 据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 運転免許 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後 1年 据置期間経過後 6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年 据置期間経過後 6年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0% ※児童にかかるものは無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童* 父子家庭の父又は児童* 寡婦 ※介護の場合は児童を除く	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6か月 据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	・知識技能を習得している間 ・医療若しくは介護を受けている間 ・母子家庭又は父子家庭になっても(7年未満)生活を安定・継続する間(生活安定期間) ・失業中の生活を安定・継続するために必要な生活補給資金	【一般】月額103,000円 【技能】月額141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための資料費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月 失業 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6か月 据置期間経過後 6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6か月 据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	・小学校 ・中学校 ・国公立高校等 ・私立高校 ・国公立大学・短大等 ・私立大学・短大等 ・修業施設等	40,600円 47,400円 (自宅)150,000円 (自宅外)160,000円 (自宅)410,000円 (自宅外)420,000円 (自宅)370,000円 (自宅外)380,000円 (自宅)580,000円 (自宅外)590,000円 (自宅)90,000円 (自宅外)100,000円	当該学校卒業後 6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6か月 据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%

これまでの本貸付金資金別の利用状況の累計は次の表の通りである。

基準日：平成29年3月31日

	契約総件数 (過年度分 を含む)	完済済み件 数(過年度 分を含む)	貸付中の契約件数(基準日時点で貸付残高があるもの)					小計
			継続貸付中	措置期間中	償還期間中			
					償還中	支払猶予中	滞納者	
事業開始資金	825	767	0	0	7	0	44	51
事業継続資金	683	674	0	0	2	0	7	9
修学資金	9355	8651	118	41	340	11	221	572
技能習得資金	324	246	19	8	24	2	14	40
修業資金	324	276	8	6	21	2	4	27
就職支度資金	20	13	0	1	3	0	6	9
医療介護資金	117	109	0	0	1	0	4	5
生活資金	325	246	3	6	55	0	31	86
住宅資金	337	335	0	0	0	0	2	2
転宅資金	140	101	0	3	15	0	18	33
就学支度資金	2729	2366	0	145	136	4	63	203
結婚資金	13	13	0	0	0	0	0	0

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、福祉法である。そして、諸手続等について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下「本施行令」という。)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(以下「本細則」という。)が存在する。そして本貸付金の取り扱いについては、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱(以下「本要綱」という。)、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付審査基準(以下「本審査基準」という。)が存在する。

なお、個別マニュアルは平成25年度包括外部監査報告書(以下「平成25年度報告」という。)を受け、平成29年3月に改訂したマニュアルであり、平成29年度から運用が開始されたものである。

(4) 目的

本貸付金の目的は、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることである(福祉法第1条)。

(5) 貸付対象

貸付対象は「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」(福祉法第13条)、「母子・父子福祉団体」(福祉法第14条)、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」(福祉法第31条の6)及び「寡婦又は寡婦が民法第877条の規定により扶養している二十歳以上である子その

他これに準ずる者」(福祉法第 32 条)である。

(6) 財源

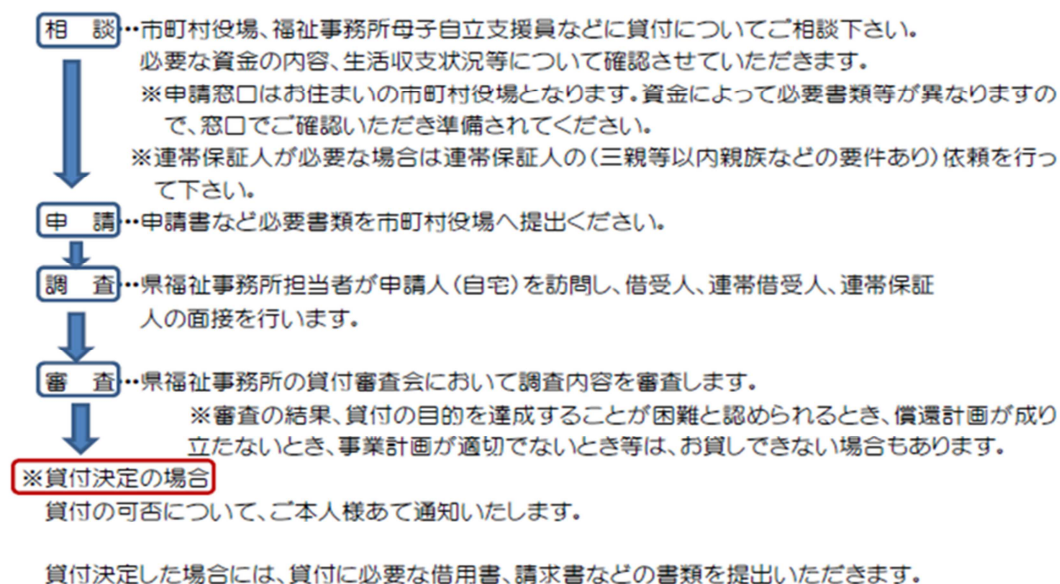
本貸付金については、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰入れる金額の 2 倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、国が当該都道府県に貸付けるものとされている(福祉法第 37 条)。そのため、県債を発行する形で国から 3 分の 2 の原資を調達し、県が特別会計により 3 分の 1 を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が貸付対象者に対して直接貸付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付業務については下記図¹のような流れで行われている。



(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容

ア はじめに

本貸付金については、平成 11 年度包括外部監査報告(以下「平成 11 年度報告」という。)及び平成 25 年度報告において複数の監査意見を受けている。そして、過去の定期監査においてたびたび収入未済額の多額さについて指摘を受けている。

平成 11 年度報告及び平成 25 年度報告における指摘事項とそれに対する措置状況を詳述する。

イ 平成 11 年度報告

¹ 「貸付のごあんない」(中部福祉事務所地域福祉班・平成 29 年 5 月)より引用

(7) 指摘事項

平成 11 年度報告においては、下記の指摘事項が報告されている。

- ・延滞債権額の把握については、償還期限が未到来の分も含めて把握すべきである。
- ・コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。
- ・延滞債権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではないか。

(i) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ全て措置が講じられていた。

ウ 平成 25 年度報告

(7) 指摘事項

平成 25 年度報告においては、下記の指摘事項が報告されている。

・未収金の回収が極めて困難でありながら、時効援用権者の所在不明等により時効の援用が不可能な案件については、財務規則第 52 条第 1 項第 2 号に基づく債権放棄の方法により不納欠損処理を行うことを検討すべきである。

・違約金の調定については、担当者の裁量によって調定を行う場合と行わない場合とが存するため、より具体的な基準を設ける等して運用を見直すべきである。

・「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」は、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである。

・回収可能性の高い悪質滞納者に対しては支払督促等の積極的な回収手段を進める一方で、回収可能性の存在しない滞納者については債権放棄を検討する等、よりメリハリのある回収方法を進めていくべきであろう。

・南部福祉保健所（現：南部福祉事務所）においては、督促状によっても債権回収の実績が上がらないとして、財務規則第 50 条第 1 項の規定にもかかわらず、納入期限後 20 日以内の督促状の発送を行っていない。しかしながら、財務規則に規定がある以上、これを行うべきである。

・特に回収が困難な一部の未収金については、未収金回収の専門部署で一括管理することが望ましいと考えられる。

(i) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ、債権放棄の実施や、違約金の調定については実施が適切になされていた他、個別マニュアルの改定も行われていた。督促状の発送については、平成 28 年度まで一部福祉事務所で実施されていなかったが平成 29 年度においては財務規則に則った対応がとられている。

メリハリのある回収方法の実施についてはサービサーへの委託等改善している点も見

受けられるが、問題が残っている部分も一部存在すると考えられる。なお、未収金の専門部署での一括管理については実施しない方針を県として決定している。

(1) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

本貸付金の業務に従事する職員としては出先機関（各福祉事務所等）含め、正職員 7 名、嘱託員 8 名、母子・父子福祉協力員 14 名がいる。計 29 名が本貸付金の業務に従事する職員である。

(2) 広報の有無及び内容

本貸付金については、県ホームページにおいて広報を行っている。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無

本貸付金については、各福祉事務所の担当者を県庁に集めて行う償還対策会議を毎年 2 月頃に開催し、市町村担当者説明会を毎年 6 月頃開催し、各福祉事務所主催の市町村説明会を毎年 7 月頃に開催している。そして、担当者連絡会議を毎年 2～3 回程度開催している。

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本貸付金を受けようとする貸付対象者は、申請書に必要書類を添えて県に提出しなければならない（本細則第 2 条、第 3 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条）。提出を受けた県は、審査をなし、貸付を決定した場合、貸付決定通知書を貸付対象者に対して交付する。決定書の交付を受けた借受人は、借用書及び連帯保証人に係る誓約書を県に対して提出しなければならない（本細則第 6 条、第 22 条、第 25 条、本要綱第 4）。

貸付審査の内容については本審査基準が定めている。本審査基準においては、所得又は収入が一定額以上で経済状態が安定している者は、既に自立しているものと判断し、貸付の対象から除外することや、本貸付金の返済に滞納のあるものは貸付の対象にしないといった申請者の取り扱いに関する事項の他、連帯保証人は原則として三親等以内の親族であることといった連帯保証人の取り扱いに関する事項等が定められている。

(2) 利息の有無及び内容

本貸付金の利息は、貸付金毎に定められている。具体的には基本的に無利子であるが、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童にかかる場合）以外の資金で、保証人を立てない場合は年 1 % の利息が発生する（本施行令第 8 条第 4 項、第 31 条の 6 第 4 項、第 37 条第 4 項）。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

ア 本貸付金の遅延損害金については、償還期間内に貸付金を償還しない等の場合にお

いて年5%の違約金（遅延損害金）を徴収する旨規定されている（本施行令第17条、第31条の7、第38条）。ただし、平成27年3月31日までは年10.75%の違約金（遅延損害金）である（改正前本施行令第17条）。

本施行令第17条（準用規定：第31条の7、第38条）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

イ 上記本施行令第17条ただし書の「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」にあたる具体的事由（以下「違約金免除事由」という。）については、本要綱第20の1が以下のとおり定めている。

- ・災害、交通事故及び負傷等の緊急事由が発生したことによるとき
- ・支払猶予事由に該当すべき者が悪意によらないで、その申請手続きを怠っていたとき
- ・生活保護法の規定による被保護者となったときまたはこれと同等の生活状態になったとき
- ・死亡、身体又は精神に著しい障害を受けたとき
- ・納入通知書（元利金）が借受人等に到着しなかったとき
- ・違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき
- ・その他知事が適当と認めたとき

ウ 本貸付金の違約金については、個別マニュアルに従い、原則として元金の償還が完了した時点で調定を行っている。平成25年度報告を受け、原則として違約金の調定を行うよう運用が改善されている。

県は、元金の償還が完了した時点で借受人と協議を行い、上記違約金免除事由に該当するかの確認を行い、該当するようであればその事由を証明する書類とともに、違約金免除申請書の提出を促している。県は借受人からの違約金免除申請書を受けて、違約金免除決定を行っている（本細則第15条）。上記違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき」については、1度の調定額（例えば、月賦の場合1月あたりの調定額）における違約金が500円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的な決裁のみで免除としている。

違約金免除事由がない借受人については、どの程度であれば違約金の償還が可能かの

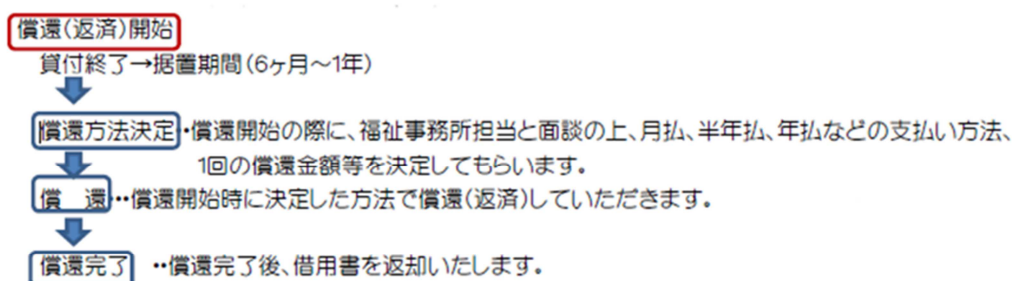
確認を行い、支払可能な範囲で分納計画を立て、それに基づき償還を行っている。

(4) 保証人の要否

本貸付金においては、貸付金の種類に応じて保証人の要否が区別されている。具体的には、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付を受けようとする場合は、保証人を立てなければならない（本施行令第9条、第31条の7条、第38条）。その他の貸付金については、保証人が絶対に求められるものではないが、保証人を立てない場合は年1%の利息が発生するというように、利息の面で差異が設けられている（本施行令第8条第4項、第31条の6第4項、第37条第4項）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法



本貸付金の償還の流れについては上記図²の通りである。本貸付金には、貸付金種別一覧表（第4章第1の1(2)）のとおり、据置期間が設定されており（各貸付金について6ヶ月または1年）、この措置期間経過後、償還が開始する。償還開始の際には借受人と福祉事務所担当者が面談を行う。償還期間について、連帯保証人が65歳以下で償還完了する期間であること（本要綱第2）及び法定の償還期間内（本施行令第8条第1項、同条第2項、第31条の6第1項、同条第2項、第37条第1項、同条第2項）であること等を確認しながら償還方法を協議し、償還方法を決定し、償還を行っていく。もし、面談ができない場合には、貸付時に確認した償還計画に基づいて償還を行っている。

貸付金の償還は納入通知書または口座振替により行われている。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。

本施行令第19条第1項（準用規定：第31条の7、第38条）
都道府県は、次に掲げる場合には、第8条第1項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第

² 「貸付のごあんない」（中部福祉事務所地域福祉班・平成29年5月）より引用

一号に掲げる場合において、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本貸付金においては、免除規定も存在する。

福祉法第 15 条（準用規定：第 31 条の 6 第 5 項、第 32 条 5 項）

1 都道府県は、第 13 条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

本施行令第 20 条（準用規定：第 31 条の 7、第 38 条）

法第 15 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める場合は、第 8 条第 4 項若しくは第 9 条第 1 項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるときとする。

本施行令第 22 条（準用規定：第 31 条の 7）

法第 15 条第 2 項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 死亡したとき。

二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

本貸付金においては、期限の利益喪失規定として一時償還請求の定めが存在する。

本施行令第 16 条（準用規定：第 31 条の 7、第 38 条）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 第 13 条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が母子・父子福祉団体でなくなったとき。
- 四 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。
- 五 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として法第 14 条各号に掲げる者を使用するものでなくなったとき。
- 六 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 2 項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 福祉事務所の具体的取り組み

県内の各福祉事務所のうち中部福祉事務所に対し、ヒアリングを行った。以下、中部福祉事務所におけるヒアリングによる調査結果に基づいて記載する。

(1) 職員等

中部福祉事務所において本貸付金に関わる職員は以下のとおりである。

- ア 地域福祉班歳入担当：1 名
イ 自立支援員：5 名

正職員 2 名（1 名は上記地域福祉班歳入担当と兼務、もう 1 名は貸付担当と兼務）、非常勤職員 3 名（月に 16 日間勤務）の計 5 名が自立支援員（以下「支援員」という。）である。支援員 5 名は、それぞれ担当地域があり、担当地域内の借受人に対する貸付時の対応から償還完了まで、全てを対応している。貸付に関する一連の行為全てを担っている関係で、貸付対応が多い場合、債権管理・償還業務に比べ、貸付対応の業務割合が

増える。

平成 28 年度から非常勤職員が 1 名増員されており、支援員 1 人あたりの担当地域の見直しを行った。

ウ 母子・父子福祉協力員：4 名

非常勤職員 4 名（月に 4 日間勤務）である。支援員の補助が業務であり、支援員の指示に従い、自宅訪問等を行っている。業務としては、貸付業務には関与せず、償還業務のみに従事している。

(2) 債権管理の具体的取り組み

ア 記録の管理

記録は借受人毎に紙媒体で保管・管理してあり、基本台帳をはじめ、償還方法調書、電話・訪問等について時系列のメモを記した連絡票、督促状、催告文書（支援員作成のもの）等が綴られている。

記録の内、基本台帳等主要な記録については、全庁管理のシステム（以下「本システム」という。）上にもアップロードしている。本システムは平成 11 年度報告を受けた措置として導入されたものである。本システム上にアップロードされた記録については、本庁や他福祉事務所から閲覧が可能となる。償還状況等については、収入計算書として毎月各福祉事務所から本庁へ報告している。

イ 書面による請求

財務規則第 50 条第 1 項に則り、納入期限後 20 日以内の督促状の発送を行っている（個別マニュアルにも督促状の発送については財務規則同様の記載がある）。そして、催告についても個別マニュアル記載の納入期限から 1 年を経過するまでの間、月 1 回の頻度で主として電話連絡によって行っている。書面として発送する場合の催告状については財務規則及び本要綱に様式はないものの本システム上からダウンロードした統一様式を利用しており、内容としては滞納額全額や滞納金額の内訳が記載されている。催告状の送付は借受人だけでなく保証人に対しても行っている。

ウ 自宅訪問

償還状況等に応じて、支援員から借受人に対して自宅訪問や福祉事務所への来所を求めている。支援員が訪問するか、来所を求めるかについて明確な基準はなく、支援員の判断でケースバイケースに対応している。分割納付や猶予の申請等については支援員が借受人と面談の上説明を行っていることが多い。

(3) 債権回収の具体的取り組み

ア 個別マニュアル

個別マニュアルは平成 29 年度に運用を開始している。個別マニュアルは、標準マニ

アルに沿う形の内容となっている。

個別マニュアルにおいては、適切かつ能率的な債権管理を行うため、債務の履行状況等に応じて債権の種類を下記の5つに区分している。個別マニュアルに改定する前の「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」（以下「旧マニュアル」という。）は、債権の種類を8つの類型に区分し、詳細に債権への対応を定めていたが、平成25年度報告により、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである、との意見が出され、個別マニュアルに改定されたという経緯が存在する。平成28年度においては旧マニュアルに則り8つの類型に区分した債権分類に基づいて統計資料が作成されている。

(ア) 正常債権（滞納無し～1ヶ月以内）

履行に問題の見られない債権

(イ) 準正常債権（1ヶ月以上～2年以内）

一時的に償還が滞っているが、誓約書による分割履行や償還指導等で正常に戻る可能性が高い債権、又は処理方針決定のために諸調査を行っている債権

(ロ) 緩和的措置債権（1年～3年）

全部履行が困難とする相当な理由があり、履行延期の特約等（分割履行）により履行期限を緩和するなどの対応によって完結を目指すべき債権

(ハ) 回収不能債権（処理方針決定（2年以内）～免除・時効期限）

回収不能又はそれに近い状態にある者で、徴収停止、履行延期の特約（無資力等）、債権放棄等を検討すべき債権

(ニ) 法的回収債権（処理方針決定（2年以内）～債権回収）

履行のための資力等に問題がない又は資力等が不明な事案で、折衝等によって完結に至る目途が立たず、強制的な手続によって徴収すべき債権

イ 奨励月間の取り組み

各福祉事務所では奨励月間として年に2回償還強化のための取組を行っている（平成28年度においては、平成28年10月及び平成29年2月に実施）。中部福祉事務所では、長期滞納者、指導を要する短期滞納者（連絡があまりとれない滞納者、昼間の訪問で面談できない滞納者）に対して、夜間訪問や夜間電話で状況確認を行い、償還方法、計画の相談を行っている。

ウ 不納欠損処理の取り組み

時効期間については、本システム上で全貸付金について把握できる。現状、中部福祉事務所では、少額であっても回収を行うという方針のもと債権管理を行っている。償還可能な範囲で償還を受けることで、時効中断措置は講じられているものの、償還率には金額として小さいためあまり反映されず、不納欠損の対象ともならないという貸付も少

なからず存在する。

長期滞納の上、適切な時効管理を行わなかったために時効期間が経過している貸付も存在する。現在、時効期間が経過している貸付については、回収に関する活動と並行して、不納欠損処理に向けた準備も行っており、公用申請による借受人及び保証人の所在調査、自宅訪問による財産状況把握と償還意思の確認等を行っている。

エ 違約金の調定

違約金の回収については、個別マニュアルに則り、元金完済後に行っている。元金を完済した借受人との面談等は支援員が行っている。中部福祉事務所においては、違約金免除事由が存在するものの、違約金免除申請書の提出がなされずに手続が進められていない貸付が若干存在するが、原則として違約金免除とするか、償還計画を立て調定するかの手続が行われている。

4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	195,924,000	164,754,000	164,932,000	212,856,000	202,671,000	
申請件数(件)	353	292	286	362	320	
貸付実績	貸付金額(円)	146,700,093	130,978,523	130,636,255	160,807,254	165,789,380
	貸付件数(件)	289	253	248	316	302
回収すべき金額(当年度分) A ¹	158,213,349	120,304,086	115,097,595	103,913,443	96,106,515	
回収済み金額(当年度分) B ¹	132,937,030	104,552,262	102,779,845	94,082,476	86,733,462	
回収率(当年度分) B/A	84.02	86.91	89.30	90.54	90.25	
回収すべき金額(過年度分) C ¹	294,910,131	222,349,519	206,555,517	171,797,891	143,848,256	
回収済み金額(過年度分) D ¹	30,923,375	31,066,206	32,518,840	31,679,696	23,769,507	
回収率(過年度分) D/C	10.49	13.97	15.74	18.44	16.52	
回収率 (B+D) / (A+C)	36.16	39.58	42.06	45.61	46.05	
総貸付残高(円)	1,197,747,542	1,037,372,013	1,023,071,108	1,057,553,953	1,113,122,961	
総貸付件数(件)	1,764	1,404	1,349	1,398	1,395	
不納欠損額(円) ¹	8,844,108	0	12,040,657	2,952,506	1,383,567	
不納欠損件数(件)	17	0	21	8	2	
債権放棄(円) ²	0	0	0	0	1,205,567	
債権放棄(件)	0	0	0	0	1	
免除額(円) ³	29,668,916	24,389,682	27,437,930	21,058,256	16,665,711	
免除件数(件)	159	107	122	69	74	

注1 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

注2 元金及び利息の金額

注3 違約金免除のみの金額

(2) 予算額

本貸付金は以下の通り、平成24年度～平成28年度において毎年度予算確保が行われている。

平成24年度 1億9592万4000円

平成25年度 1億6475万4000円

平成26年度 1億6493万2000円

平成27年度 2億1285万6000円

平成28年度 2億267万1000円

(3) 貸付実績

本貸付金は、上記の予算額の内、下記の全額について毎年度貸付が行われている。

平成24年度 1億4670万93円

平成25年度 1億3097万8523円

平成26年度 1億3063万6255円

平成27年度 1億6080万7254円

平成28年度 1億6578万9380円

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額	158,213,349	120,304,086	115,097,595	103,913,443	96,106,515
回収済み金額	132,937,030	104,552,262	102,779,845	94,082,476	86,733,462
回収率(%)	84.02	86.91	89.30	90.54	90.25

注 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

当年度分の回収率については上記表のとおり、近年90%を超えている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額	294,910,131	222,349,519	206,555,517	171,797,891	143,848,256
回収済み金額	30,923,375	31,066,206	32,518,840	31,679,696	23,769,507
回収率(%)	10.49	13.97	15.74	18.44	16.52

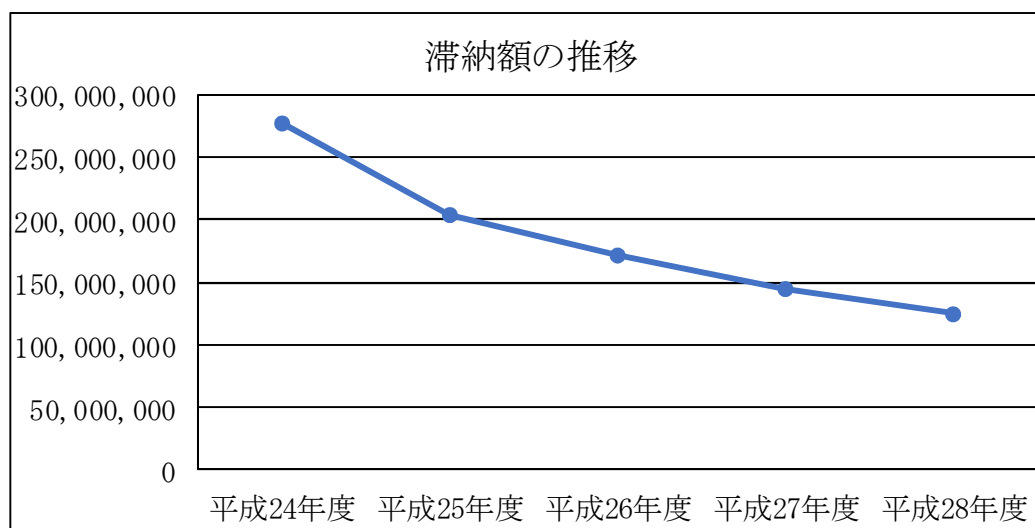
注 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

過年度分の回収率については上記表のとおり、極めて低く推移している。

(6) 滞納額の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
滞納者数(人)	752	558	497	438	419
滞納額(円)	277,923,032	204,590,446	172,257,374	145,399,181	125,194,811

※違約金を除く



本貸付金の滞納額（違約金を除く）は上記表及びグラフのとおりであり、年々減少傾向にある。

(7) 不納欠損額及び件数

本貸付金の不能欠損処理については「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の不納欠損金の整理に関する基準」（以下「本処理基準」という。）が存在し、本処理基準に基づき不納欠損処理が行われている。

本処理基準が不納欠損金の整理の対象となる場合として定めている主要なものは以下の場合であり、財務規則第52条第1項第1号、第5号及び第6号が根拠としてあげられる。そして、下記表が過去5年の年度別の不納欠損処理状況である。

ア 時効援用による債権消滅

本貸付金は10年の消滅時効にかかるところ、時効完成後に借受人、連帯借受人、連帯保証人のすべての時効の援用のあるとき。

イ 破産

借受人、連帯借受人及び連帯保証人のすべてが破産宣告を受け、免責が確定したとき。

ウ 相続放棄

借受人、連帯借受人及び連帯保証人のすべてが死亡し、それらの相続人すべてが財産相続を放棄または限定承認をした場合に相続財産以上に債務があり未納となるとき。

<年度別：不納欠損処理状況>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
不納欠損額	8,844,108	0	12,040,657	2,952,506	1,383,567
不納欠損件数	17	0	21	8	2
不納欠損理由	破産4件 時効援用12件 相続放棄1件		破産6件 時効援用15件	破産1件 時効援用7件	破産2件

注 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

本処理基準により、上記ア～ウの場合には、各福祉事務所長と県担当課が協議を行った上で、不納欠損処理を行うかの最終的な検討をなしている。

(8) 債権放棄額及び件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
債権放棄額（円）	0	0	0	0	1,205,567
債権放棄件数（件）	0	0	0	0	1

注 元金及び利息の金額

債権放棄については、平成25年度報告を受け、準備がなされた結果、平成28年度に1件行われている。この1件は、借受人本人が破産手続に基づく免責許可決定を受け、その後連帯保証人に対する請求をなしたが、連帯保証人が所在不明となり、徴収の外部委託を行っても所在不明状態が継続したという案件であり、議会の議決を通して放棄された。

平成 28 年度以前には債権放棄が行われた貸付は存在しない。

(9) 免除額及び件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
免除額（円）	29,668,916	24,389,682	27,437,930	21,058,256	16,665,711
免除件数（件）	159	107	122	69	74

本貸付金の免除については、元金の償還免除と違約金免除が存在する。

元金の償還免除については、借受人が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたために貸付金を償還することができなくなったと認められ、かつ連帯借受人、連帯保証人も償還することができない場合に議会の議決を経て行われることになっている（福祉法第 15 条等）。しかし、福祉法に基づく元金の償還免除は行われたことがない。

上記免除額、免除件数については、全て違約金免除である。違約金免除については、上記 2 (3) で述べた通りである。

5 サービスに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成 26 年度より、滞納中または今後滞納の可能性があり、自主回収が困難と考えられるものについて株式会社沖縄債権回収サービス（以下「サービス」という。）に対し、債権回収を委託している。

委託件数は、平成 26 年度 63 件、平成 27 年度 84 件、平成 28 年度 78 件である。

(2) 契約の締結

県は、本貸付金の管理・回収について平成 26 年 7 月 14 日にサービスと契約を締結し、その後平成 27 年度以降、毎年 4 月 1 日付で、サービスと未収金回収業務委託の基本契約を締結している。

(3) 委託期間

委託期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間である（上記基本契約契約書（以下「本契約書」という。）第 25 条）。

(4) 委託料

委託料は、未収金のうち収納があった金額の 30% 及びこれに対する消費税相当額とされている（本契約書第 13 条、未収金回収業務委託に関する覚書第 2 条）。

(5) 費用の負担

委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とする（本契約書第 6 条）。

(6) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は次の通りである（本契約書第 2 条）。

ア 主債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）が返済すべき未収金の管理

及び回収を行うこと。

イ 債務者等の所在、実情、信用状態等を調査すること。

ウ 債務者等の収入及び資産の処分等による現在及び将来の返済能力、債務者等の資産及び負債の状況等を総合的に把握すること。

エ 債務者等から希望があれば、債務整理の相談・アドバイスを行うこと。

(7) 分割返済等の申し出の取り扱い

債務者等から分割返済または延納等返済条件の変更の申し出がある場合には、サービスは、県の承諾を得て申し出を承認するものとする（本契約書第5条）。

(8) 委託業務の報告

委託業務について、サービスは、その進捗状況の報告書を作成し、原則として四半期ごとに県に送付する。また、債務者等からの苦情、トラブル等についても、併せて報告する（本契約書第15条）。

(9) 回収実績

平成26年度から平成28年度までの回収実績は以下の表のとおりである。年間収納金額は37万2286円から200万1852円、回収率は1.5%から5.6%である。

年度	委託債権状況		収納状況				委託料	
	委託件数	債権額	収納件数	全額収納件数	金額	収納率(%)	報酬率(%)	金額
平成26年度	63	24,563,114	22	1	372,286	1.5	30	120,619
平成27年度	84	36,054,303	40	5	2,001,852	5.6	30	648,597
平成28年度	78	32,813,821	29	4	1,329,137	4.1	30	430,637

(10) サービスに委託することについて

ア 活用の継続

本貸付金は、貸付件数が多く、支援員は貸付対応にも追われることから、県による自主回収には限界がある。一方、サービスに委託した場合、サービスは債権管理及び回収を専門的に取り扱っていることから、回収可能性が高まる。実際、サービスに委託する案件は、県が自主回収困難と判断した債権であるにもかかわらず、回収率が5%に及ぶ年度も存在する。また、サービスの報酬は完全歩合制によるため、費用対効果の面でもサービスへの委託の継続に問題はない。

イ 債権回収以外におけるサービスの利用

本貸付金の回収において吟味しなければならない点は、滞納者の償還能力の有無である。本貸付金の性質上、償還能力が無いために滞納している借受人が多い。しかし一方で、一定の資産や所得がありながら償還を怠っていると思われる滞納者も存在する可能性がある。このような滞納者に対して、支援員は債権回収に係る専門家ではないため、積極的な回収措置をとることが難しいという現状が存在する。そして本貸付金は私債権であり、財産調査においてもあくまでも任意の情報提供が基本となり、借受人の状況確認さえも難しいという場合も見受けられる。

そこで、サービサーについて、回収のみならず財産調査についても積極的に利用すべきと考える。現在においても、委託業務の範囲内に償還能力、債務者等の資産及び負債の状況等の把握が含まれているのであるから、それらを積極的に活用し、県としても借受人の状況把握をなし、把握した滞納者の状況を踏まえて、県としての処理方針を検討するべきである。

6 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 借用書の記載事項の不備—期限の利益喪失規定

本貸付金については、期限の利益喪失規定として一時償還請求ができる旨定めがある（本施行令第16条）。具体的には借受人が償還金の償還を怠った場合には、残債務の償還を一括して請求することができることとされている。そして、本細則においても、一時償還を請求することができることを前提に、その書式が定められている（母子父子寡婦福祉資金一括償還請求書（第21号様式））。

しかしながら、本貸付金貸付時に借受人が署名する借用書（本細則第12号様式）には、一時償還請求（期限の利益喪失）について明示的な記載がない。例えば、借用書では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに従い、相違なく償還します。」との記載及び特約事項として違約金についての記載があるにとどまる。仮に、上記「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等」に一時償還の定めが含まれるとしても、借受時に一時償還について説明の上で本施行令や本細則の交付を借受人は受けていないのであり、県と借受人の合意内容に一時償還が含まれていると考えられるかについては疑義が残る。

そのため、速やかに借用書に「借受人が償還金の返還を怠った場合等、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は、沖縄県が文書にて通知することにより、借受人が期限の利益を喪失し、借入額元金と同日までの利息合計額から既払額を控除した額について直ちに沖縄県に一時償還しなければならない。」といった趣旨の記載を加え、一時償還請求について、貸付決定前に説明し、一時償還請求が疑義無く可能となるようにすべきである。

指摘1

借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。

イ 違約金免除の手続

本貸付金の違約金免除について、違約金免除事由に該当する場合における違約金免除手続は、違約金免除申請書の提出を受けた上で県が違約金免除決定を出すことになって

いる（本細則第 15 条）。しかし、違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき」については、1 度の調定額（例えば、月賦の場合 1 月あたりの調定額）における違約金が 500 円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的な決裁のみで違約金免除としている。

県の内部的な決裁のみで違約金免除とする現在の運用は本細則に反しており、是正すべきである。なお、是正の方向性については、申請を求める処理が事務手続の煩雑さを招くという側面もあると考えられるため、本細則の見直しも含めて検討されたい。

指摘 2

違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。

(2) 意見

ア 訴訟等の検討

本貸付金においてはサービサーへの委託を通じた債権回収が行われている。しかし、支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及んだことはない。滞納者の中に一定の資産や所得がありながら償還を怠っている滞納者も存在する可能性があり、償還している借受人との公平性の観点や県の債権管理として問題がある。なお、個別マニュアルにおいては、督促、催促及び財産調査を行ってもなお滞納が解消されない場合、当初の納入期限から 2 年以内に処理方針の決定を行い、資力（換価価値のある財産）があり、履行意思が無い場合、施行令第 171 条の 2 の規定に基づき保証人に対する請求、債務名義のある債権に係る強制執行及び訴訟手続による履行の請求等の強制徴収の手続をとるものとするとしている。

そこで、回収可能性のある滞納者に対しては、サービサーや外部専門家への委託を通して財産状況を把握し、適切な回収を行うために支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及ぶか検討すべきである。

意見 1

滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。

(3) コメント

ア サービサーに求める報告事項について（サービサーへの委託と県の連携）

県はサービサーへの委託債権について、サービサーから報告を受けることになっている。しかし、サービサーからの報告は委託債権の全体的報告であり、個別具体的な貸付

それぞれについての報告は現在なされていない。

しかし、サービスへ委託した債権についてもあくまでも県が管理している債権である。そして、県としての債権管理を適切に行うためにも県は、委託債権の個別具体的な状況についてサービスから報告を受けるべきである。

そこで、サービスから委託債権に関する個別具体的な報告を求めることができるよう県とサービスの契約内容の見直しを検討すべきである。その上で、県は、サービスから受けた個別具体的な貸付に関する報告を、担当する各福祉事務所に報告し、各福祉事務所は、その報告を受けた上で債権管理についての対応を検討すべきである。

イ 最終処理に向けた取り組みについて

本貸付金においては、平成 28 年度末時点で 10 年以上滞納となっている債権が 181 件（滞納者数）、7446 万 5402 円（滞納額・違約金を除く）存在する。このような長期滞納債権の中には、滞納者と連絡がとれなくなり回収が極めて困難な債権も少なくない。

回収が極めて困難な債権については償還免除や債権放棄による処理も視野にいれるべきところ、本貸付金は、元金について償還免除が行われたことはなく、債権放棄も平成 28 年度に初めて行ったに過ぎない。

しかし、本要綱においては、福祉法第 15 条による償還免除のほか、施行令第 171 条の 6 の規定による「履行延期の特約」及び施行令第 171 条の 7 の規定により、当初の履行期限から 10 年を経過した後においてなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる、という施行令に基づいた償還免除についての記載がある。そして、債権放棄についても個別マニュアルで記載がなされている。

そこで、償還免除及び債権放棄に関する参考資料の集積を行い、各支援員が償還免除及び債権放棄を検討するために必要な情報の共有を図る体制を構築し、長期滞納債権の内、回収が見込めない債権の処理については償還免除や債権放棄といった処理の検討を進めるべきである。

第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金				
担当部署名(部及び課)	子ども生活福祉部福祉政策課				
貸付開始年度	平成5年				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例				
マニュアル, 手引き等	無				
貸付金の目的	県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ること				
貸付対象	養成施設等に在学する者				
財源(県, 国, その他のいずれか)	国及び県				
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が直接貸付ける。				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	無				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対して, 介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学中の間修学資金の貸付を行う。				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	-				
遅延損害金規定の有無	有				
遅延損害金の利率(年)	14.5%				
保証人の要否	要				
物的担保の要否	否				
担保価値の把握方法	-				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	分割納付				
償還猶予規定の有無	有(沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例第9条, 第10条)				
償還免除規定の有無	有(沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例第11条, 第12条)				
期限の利益喪失規定の有無	無				
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	-	-	-	-	-
申請件数(件)	-	-	-	-	-
貸付実績	貸付金額(円)	-	-	-	-
	貸付件数(件)	-	-	-	-
回収すべき金額(当年度分) A	586,000	154,000	535,135	1,076,271	744,000
回収済み金額(当年度分) B	197,000	35,000	329,992	702,271	494,000
回収率(当年度分)	33.62	22.73	61.67	65.25	66.40
回収すべき金額(過年度分) C	1,754,000	1,917,000	2,011,000	1,828,143	2,062,143
回収済み金額(過年度分) D	226,000	25,000	388,000	140,000	185,000
回収率(過年度分)	12.88	1.30	19.29	7.66	8.97
回収率(B+D)/(A+C)	18.08	2.90	28.20	29.00	24.20
総貸付残高(円)	26,911,143	26,488,143	13,354,083	11,818,583	11,139,583
総貸付件数(件)	34	34	19	17	17
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0
債権放棄額(円)	0	0	0	0	0
債権放棄件数(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	10,368,000	0	12,416,068	693,229	0
免除件数(件)	13	0	16	1	0

(2) 本貸付金の概要

沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例(以下「本条例」という。)に基づく貸付金である。手続等については、沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(以下「本規則」という。)に定めがある。

本貸付金は、平成5年度に開始し、平成17年度まで貸付を行っていた。平成18年度以降、貸付を行っておらず、債権管理のみを行っている。本貸付金の貸付対象者は、介護福祉士等を養成する施設等(専門学校等)に在学する者であり、貸与生には月額3万

6000 円（年額 43 万 2000 円）が養成施設在学中（1～3 年）貸与される（本条例第 4 条、本規則第 6 条）。

本貸付金の目的は、県内の介護福祉士等の養成及び確保である。このような目的から本貸付金は、一定期間県内において介護福祉士等の業務に従事したとき、修学資金の償還を免除するなど、償還免除を前提とした制度設計が行われていることが特徴としてあげられる。

平成 28 年度末時点の総貸付件数は 17 件、貸付金残高は 1113 万 9583 円である。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、本条例である。そして、本条例の施行に関し必要な事項は、本規則が定めている（本条例第 14 条）。

(4) 目的

本貸付金は、県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ることを目的としている（本条例第 1 条）。

本条例第 1 条

この条例は、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸与することにより、県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ることを目的とする。

(5) 貸付対象

本貸付金の貸付対象は、介護福祉士等を養成する施設等（専門学校等）に在学する者である（本条例第 3 条）。

(6) 財源

国及び県が 2 分の 1 ずつ拠出することになっていた。

(7) 貸付の方法

県が直接貸与生に貸付を行っていた。

(8) 貸付業務の流れ

本貸付金は、修学資金の貸与を受けようとする者が申請し、貸与の適否を県が判断し、貸与をする場合には、修学資金貸与決定通知書を申請者に通知し、貸与を行うという流れで貸付業務が行われていた（本規則第 4 条、第 5 条）。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1 名

(12) 広報の有無及び内容 無

本貸付金については、平成 17 年度で貸付を終了しているため、現在広報は行っていません。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付を受けようとする者は、養成施設等に在学する者で、将来県内（本規則第 3 条で定める国立施設については、県内外を問わない。）において介護福祉士等の業務に従事しようとするものでなければならない（本条例第 3 条）。

(2) 利息の有無及び内容 無（本条例第 4 条第 2 項）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金は償還期間内に貸付金を償還しない等の場合における遅延損害金として、年 14.5%の延滞利子の支払いを定めている（本条例第 13 条）。しかし、これまで延滞利子（遅延損害金）を調定したことはない。

本条例第 13 条

貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(4) 保証人の要否

本貸付金においては、2 名の連帯保証人を求めている（本条例第 6 条、本規則第 9 条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本貸付金は、本条例第 8 条第 1 項各号の事由が生じた時に、償還義務が生じ、その償還事由が生じた日の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間以内に償還することとされている（本条例第 8 条第 1 項柱書）。償還猶予を受けた場合、猶予期間と貸与を受けた期間を合算した期間が償還期間の上限となる。貸与を受ける期間は、養成施設等の正規の修学期間以内が原則とされている（本条例第 5 条）。そのため、貸与生が貸与を受けた期間は 1～3 年間で原則であり、償還期間も猶予期間が無い貸与生の場合、同様の期間となる。

本条例第 8 条の規定により、償還義務が生じた者は、償還すべき事由が生じた日から起算して 20 日以内に修学資金返還計画書を県に提出しなければならない（本規則第 11 条）。この返還計画書の提出を受けて、県は調定し、請求をなすという手続の流れになっている。

本条例第8条第1項

貸与生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間（次条又は第10条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸与が取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日（規則で定める特別の事情がある場合にあっては、規則で定める日。以下同じ。）までに県内において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護福祉士等の業務に従事できなくなったとき。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。

介護福祉士等の養成施設等に引き続き在学している貸与生は当然猶予となり（本条例第9条第1号）、「県内において介護福祉士等の業務に従事している」（本条例第10条第1号）場合や、「その他やむを得ない事由」（本条例第10条第2号）がある場合、裁量猶予となっている。なお、猶予に至る手続については、当然猶予の場合も、裁量猶予の場合も、県が貸与生から返還猶予申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、猶予決定を出し、返還猶予決定通知書により貸与生に通知するという手続をとることとなっている（本規則第12条、第13条）。

本条例第9条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設等に在学しているとき。
- (2) 養成施設等を卒業後、更に他種の養成施設等において修学しているとき。

本条例第10条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 県内において介護福祉士等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還免除規定が存在する。

本貸付金の目的は、貸与生が県内に介護福祉士等として定着することにあるため、養成施設等を卒業後1年以内に県内で介護福祉士等として就労し、引き続き7年間以上当該業務に従事した貸与生については、当然免除として、本貸付金の償還を全額免除することとされている（本条例第11条）。

そして、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したときなどには、裁量免除により県は本貸付金の償還を全部または一部免除することができる（本条例第12条）。

なお、免除に至る手続は、当然免除の場合も、裁量免除の場合も、県が貸与生から返還免除申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、免除決定を出し、返還免除決定通知書により貸与生に通知するという手続をとることとなっている（本規則第15条、第17条）。

本貸付金は、貸与生が介護福祉士等として県内に定着し貸与生の償還を免除することを原則とした制度設計がなされている。

本条例第11条

- 1 知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。
 - (1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事し、引き続き7年間当該業務に従事したとき。
 - (2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において介護福祉士等の業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が介護福祉士等の業務に従事した場合にあっては、引き続き3年間当該業務に従事したとき。
 - (3) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事した者のうち、ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事したものについては、規則で定める期間当該業務に従事したとき。
 - (4) 前3号に規定する介護福祉士等の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定の適用について、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、介護福祉士等の業務に従事することができなかった期間がある場

合は、当該期間は、当該業務に従事していた期間とみなす。ただし、前項第1号から第3号までの期間の計算については、これを算入しないものとする。

本条例第12条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したとき。
- (2) 死亡又は心身の故障により返還債務を履行することができなくなったとき。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	-	-	-	-	-
申請件数(件)	-	-	-	-	-
貸付実績	貸付金額(円)	-	-	-	-
	貸付件数(件)	-	-	-	-
回収すべき金額(当年度分) A	586,000	154,000	535,135	1,076,271	744,000
回収済み金額(当年度分) B	197,000	35,000	329,992	702,271	494,000
回収率(当年度分)	33.62	22.73	61.67	65.25	66.40
回収すべき金額(過年度分) C	1,754,000	1,917,000	2,011,000	1,828,143	2,062,143
回収済み金額(過年度分) D	226,000	25,000	388,000	140,000	185,000
回収率(過年度分)	12.88	1.30	19.29	7.66	8.97
回収率 (B+D) / (A+C)	18.08	2.90	28.20	29.00	24.20
総貸付残高(円)	26,911,143	26,488,143	13,354,083	11,818,583	11,139,583
総貸付件数(件)	34	34	19	17	17
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0
債権放棄額(円)	0	0	0	0	0
債権放棄件数(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	10,368,000	0	12,416,068	693,229	0
免除件数(件)	13	0	16	1	0

(2) 予算額

平成17年度をもって貸付事業を終了しているため、予算計上はされていない。

(3) 貸付実績

平成17年度をもって貸付事業を終了しており、新たな貸付は行っていない。

(4) 免除額及び件数

本貸付金は上記2(8)の通り、貸与生が介護福祉士等として県内に定着することを目的としており、介護福祉士等として県内で7年間就労したこと等を要件とした償還免除を原則とした制度設計がなされている。

近年では、平成24年度に13件、平成26年度に14件が、当然免除となっている。

本貸付金には、当然免除と裁量免除が存在し、免除額については、一部免除と全部免除が存在する。それぞれの近年の内訳は、下記の表の通りである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
免除額（円）	10,368,000	0	12,416,068	693,229	0
免除件数（件）	13	0	16	1	0
全部免除件数（件）	13	0	14	0	0
一部免除件数（件）	0	0	2	1	0
裁量免除件数（件）	0	0	2	1	0
当然免除件数（件）	13	0	14	0	0

上記表から明らかなように、当然免除の件数が多く、介護福祉士等として県内定着をした上で免除となる貸与生がそれなりに存在していることが伺われ、本貸付金は、目的である介護福祉士等の養成及び県内定着を一定程度達成しているといえる。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額	586,000	154,000	535,135	1,076,271	744,000
回収済み金額	197,000	35,000	329,992	702,271	494,000
回収率（%）	33.62	22.73	61.67	65.25	66.40

回収率は低く推移している。当年度分の回収率は、平成24年度33.62%、平成25年度22.73%と比較すると、平成26年度以降改善しているものの、60%台で推移しており、高いとは言えない。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回収すべき金額	1,754,000	1,917,000	2,011,000	1,828,143	2,062,143
回収済み金額	226,000	25,000	388,000	140,000	185,000
回収率（%）	12.88	1.30	19.29	7.66	8.97

過年度分の回収率は著しく低く推移している。平成28年度末時点で、延滞件数が6件存在する。

(7) 不納欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還猶予の手続については、貸与生からの申請を受け、県が審査の上、猶予決定を出す定められている（本条例第9条、第10条、本規則第12条、第13条）。

ところが、本貸付金の償還猶予に関して、猶予の申請書の提出が行われていない貸付が存在した。確かに裁量猶予事由である「県内において介護福祉士等の業務に従事して

いるとき。」（本条例第10条第1号）については、県が就業場所等に問い合わせること
で、事実確認をすることは可能である。しかし、本規則第12条は、手続として貸与生か
らの猶予申請書の提出を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規
則に反した運用と言わざるを得ない。猶予の運用について本規則をふまえた手続に是正
すべきである。

指摘1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に是正すべきである。

(2) 意見

ア 延滞利子（遅延損害金）の調定について

本貸付金において、延滞利子（遅延損害金）は一切調定されていない。確かに、修学
資金という本貸付金の性格上遅延損害金の調定になじまないという面も存在する。しか
し、本条例第13条において、「貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学
資金を返還しなかったときは、…延滞利子を支払わなければならない」と定められてい
るのであるから、延滞利子の調定を一切行わないという現状は妥当ではない。また、上
記「正当な事由」（本条例第13条）の検討により、個別的に調定になじまないかの判断
をすることも可能である。

よって、「正当な事由」の有無を検討し、「正当な事由」の存しない貸付については
延滞利子を調定すべきである。

意見1

一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。

イ 償還期間の是正

本貸付金において、償還期間を定める本条例第8条第1項は、貸与を受けた期間に「相
当する期間」（本条例第9条又は第10条の規定により返還債務の履行が猶予されたとき
は、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に償還しなければならないと
定めている。

しかし、現在、本条例が上限として定める「相当する期間」（本条例第8条第1項）
を超えて長期間に償還期間が及んでいる貸付が複数存在する。具体的には、5年間で「相
当する期間」である貸与生（返済額129万6000円）について、月5000円の60回払い（た
だし最後の月の返済額は約100万円）の返還計画を立て、その5年後に再度返還計画を
立てるといような運用が行われている。すなわち、1度目の返還計画については、「相
当する期間」内の償還期間を設定しているものの、最終月におよそ償還不可能な金額を
設定することで、当初から償還期間を延長することが予定されているものであり、実態
としては「相当する期間」を超える償還期間を設定しているのと同様の運用が行われて

いる。

このような運用は、本条例第8条の趣旨に反するものであり、是正すべきである。

意見2

償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。

(3) コメント

本貸付金においては、償還事由が生じているにもかかわらず、償還手続が進んでいない貸付が、複数存在する。このような貸付の中には、手続が進まないまま、時効期間を経過した貸付も存在する。

確かに、本貸付金は、債務者からの提出・申請（返還計画書、免除申請書等）に県が対応するという制度になっており、債務者側の事情で手続が進められないという面も存在する（上記2(6)等参照）。しかし、県からの債務者への提出・申請の促しが不足していることや、時効中断措置の不実行といった県の債権管理体制の不備も原因の一つであると考えられる。

そこで、本貸付金においては、標準マニュアルを参考に、債務者への提出・申請の促しの運用や時効中断措置の実施等の運用の手引き・マニュアルを整備し、債権管理体制を整えるべきである。

第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金				
担当部署名（部及び課）	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課				
貸付開始年度	平成12年度				
根拠規定（法律、条例、要綱等）	介護保険法第147条第1項第2号 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令 沖縄県介護保険財政安定化基金条例 沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則				
マニュアル、手引き等	無				
貸付金の目的	市町村が通常の実行を行ってもなおお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営すること。				
貸付対象	市町村				
財源（県、国、その他のいずれか）	国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3)の負担金				
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が直接貸付ける。				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名				
広報の有無及び内容	無				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれること				
利息の有無	無				
利息の利率（年）	-				
遅延損害金規定の有無	無				
遅延損害金の利率（年）	-				
保証人の要否	否				
物的担保の要否	否				
担保価値の把握方法	-				
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	毎年貸付総額の1/3ずつを償還（3回で完済）				
償還猶予規定の有無	無				
償還免除規定の有無	無				
期限の利益喪失規定の有無	無				
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	238,706,000	0	0	0
申請件数（件）	0	1	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	150,000,000	0	0
	貸付件数（件）	0	1	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
回収済み金額（当年度分）B	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	100	100	100	100	100
総貸付残高（円）	458,108,664	379,054,332	150,000,000	100,000,000	50,000,000
総貸付件数（件）	9	10	1	1	1
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

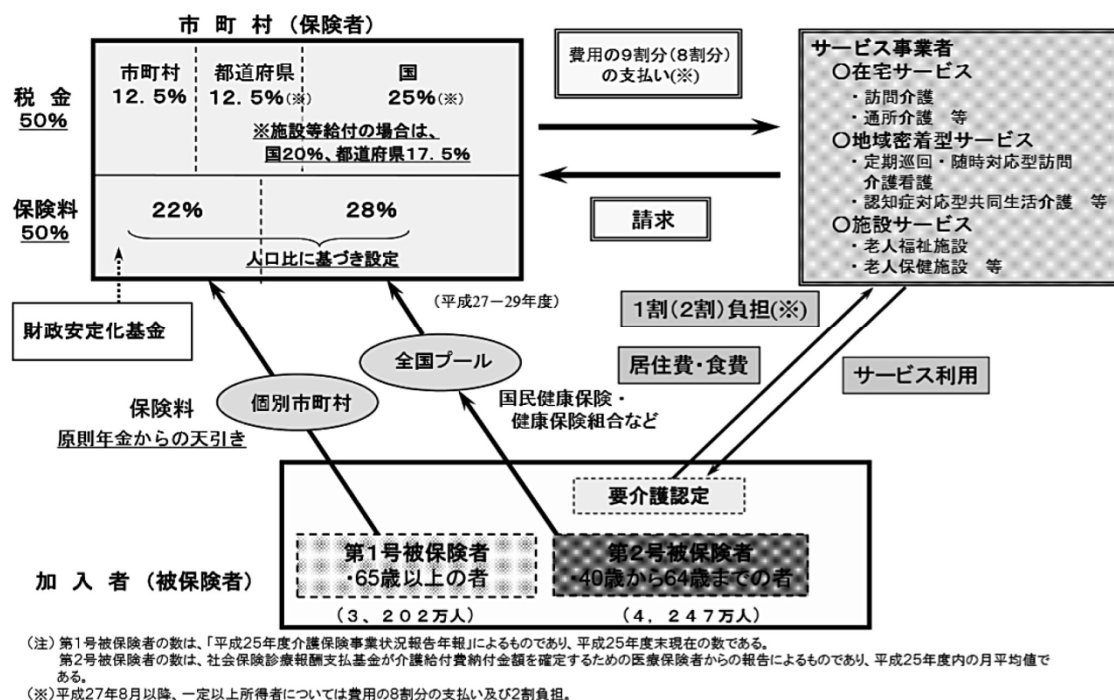
(2) 本貸付金の概要

沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）に基づき、県に設置が義務付けられている沖縄県介護保険財政安定化基金（以下「本基金」という。）による貸付金である。

下記図¹は、介護保険制度の仕組みを示している。介護保険制度において、介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかつた給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するために各都道府県に設置されている。財源は国、県、市町村が3分の1ずつ負担している。

県においては、本基金を平成12年4月1日に設置し、資金の積み立てや各保険者への交付、そして、本貸付金の貸付等を行っている。本基金からの貸付である本貸付金の平成28年度末時点の貸付件数は1件、貸付残高は5000万円である。

介護保険制度の仕組み



(3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、法第147条第1項第2号である。手続等については、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「本政令」という。）、沖縄県介護保険財政安定化基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則（以下「本規則」という。）が存在している。

法第147条第1項

都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる

¹ 「公的介護保険制度の現状と今後の役割 平成27年度 厚生労働省老健局総務課」 7頁より引用

ため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

(4) 目的

本貸付金の目的は、市町村が通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営することである。

(5) 貸付対象

貸付対象は市町村である。

(6) 財源

国、県及び市町村それぞれで3分の1ずつ拠出した本基金を財源としている（法第147条第3項～第6項）。

(7) 貸付の方法

県が直接市町村に貸付けている。

(8) 貸付業務の流れ

市町村から県へ貸付金借入申請書を提出し（本規則第8条、第9条）、県が審査の上、適当と認めるときに貸付を行う（本規則第10条、第11条）。

県の審査においては、市町村の貸付希望額が本政令第7条第4項に規定されている限度額の範囲内であるか及び貸付希望額が不当に過大となっていないか（本政令第7条第5項）、を審査している。

本政令第7条

1 法第147条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、計画期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事

業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、計画期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、それぞれ行うものとする。

4 第1項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に1.1を乗じて得た額を限度とする。

一 計画期間の各年度（最終年度を除く。） 当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額

二 計画期間の最終年度 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該計画期間において実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額からハに掲げる額を控除して得た額とする。）

イ 当該計画期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額

ロ 当該計画期間における基金事業借入金（最終年度に係るものを除く。）及び基金事業交付金の額

ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額を控除して得た額の見込額

5 都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける市町村が保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、前項の規定により算定される基金事業貸付金の額が不当に過大となると認められる場合その他必要と認めるときは、当該市町村に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができる。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

市町村において、基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれることが貸付の条件である（法第147条第1項第2号）。

(2) 利息の有無及び内容 無

- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無
- (4) 保証人の要否 否
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 償還方法

市町村は、介護保険制度を円滑に実施するため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直すこととなっている（法第118条第1項）。平成28年度は第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）である。

本規則第12条において、本貸付金の貸付を受けた市町村は、原則として貸付を受けた計画期間の次期計画期間の3年間で、貸付金を償還することとなっている。

法第118条第1項

都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

本規則第12条

- 1 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該計画期間の借入総額を3で除して得た金額について、次期計画期間の各年度において償還を行う。ただし、市町村が次条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。
- 2 市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無
- (8) 償還免除規定の有無及び内容 無
- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	238,706,000	0	0	0
申請件数（件）	0	1	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	150,000,000	0	0	0
	貸付件数（件）	1	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
回収済み金額（当年度分）B	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	100	100	100	100	100
総貸付残高（円）	458,108,664	379,054,332	150,000,000	100,000,000	50,000,000
総貸付件数（件）	9	10	1	1	1
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 予算額

平成 25 年度において 2 億 3870 万 6000 円の予算計上が行われている。

(3) 貸付実績

近年では平成 25 年度に 1 億 5000 万円の貸付が行われている。なお、貸付実績と上記予算額が一致しないことについては、本基金は基金として予算計上しているため、一般会計からの歳出及び基金会計への繰入れ等を行う必要があり、上記予算額の計上となっている。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成 24 年度から平成 28 年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は 100%である。

法第 129 条第 3 項によって、本貸付金の償還に要する費用は、貸付を受けた次の計画期間における介護保険第 1 号保険料の一部として算定され、第 1 号被保険者から徴収することとなっている。そのため、県に対する償還は期限通りに行われる。

法第 129 条

- 1 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第 147 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第 1 項の規定にかかわらず、第 2 号被保険者からは保険料を徴収しない。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

これまで市町村からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。

(6) 総貸付残高及び件数

平成 28 年度末における総貸付残高は 5000 万円（1 件）のみであり、平成 29 年度に償還済である。

(7) 不納欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント 無

本貸付金については、法律上、償還に要する費用を介護保険第1号保険料の一部として被保険者から徴収することになっており、未回収のおそれが生じる可能性は低い。また、貸付時において法定の範囲内における貸付となっているかの審査がなされており、本監査において指摘、意見及びコメントを付すべき点は見受けられなかった。